

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年5月10日
【計算期間】	第6期（自 平成30年2月15日 至 平成31年2月14日）
【ファンド名】	しんきん世界アロケーションファンド (愛称：しんきんラップ(安定型))
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 泰彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【電話番号】	03-5524-8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、公社債、不動産投資信託および国内短期金融資産へ分散投資を行い、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1)商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 ()
追加型投信	内 外	資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式・債券・ 不動産投信・短期金 融資産))	年12回 (毎月) 日々		ファンド・オブ・ ファンズ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()			なし

(注1)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

<商品分類の定義>

「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

「内外」…目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

「その他資産（投資信託証券（株式・債券・不動産投信・短期金融資産））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式・債券・不動産投信・短期金融資産に投資する旨の記載があるもの

「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの

「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

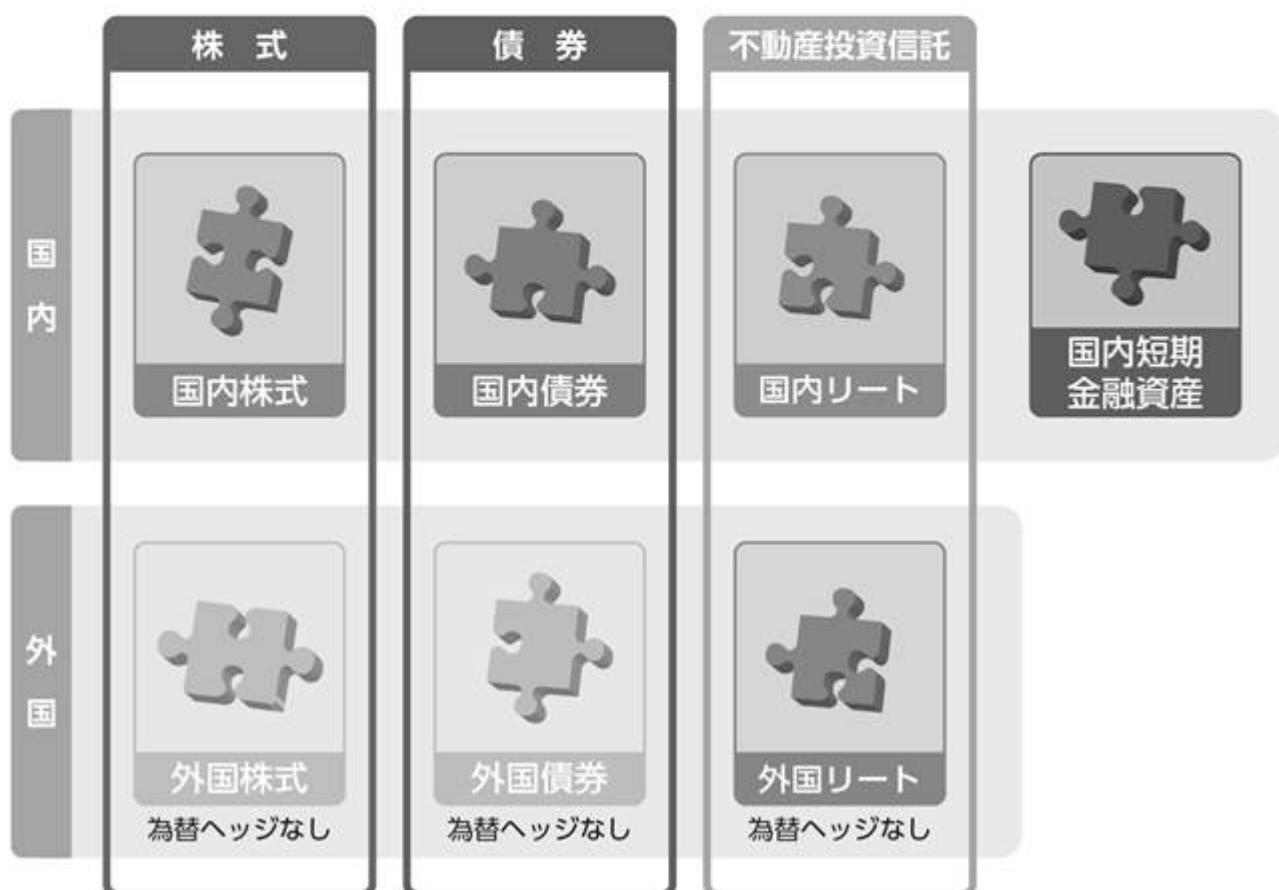
ファンドの特色

特色1 7つの資産を投資対象とした分散投資を行います。

- ◆長期運用に適した6つの異なる資産（国内株式・外国株式・国内債券・外国債券・国内不動産投資信託（国内リート）・外国不動産投資信託（外国リート））に加え、国内短期金融資産を投資対象とし、市場環境の変化に対応した分散投資を行います。

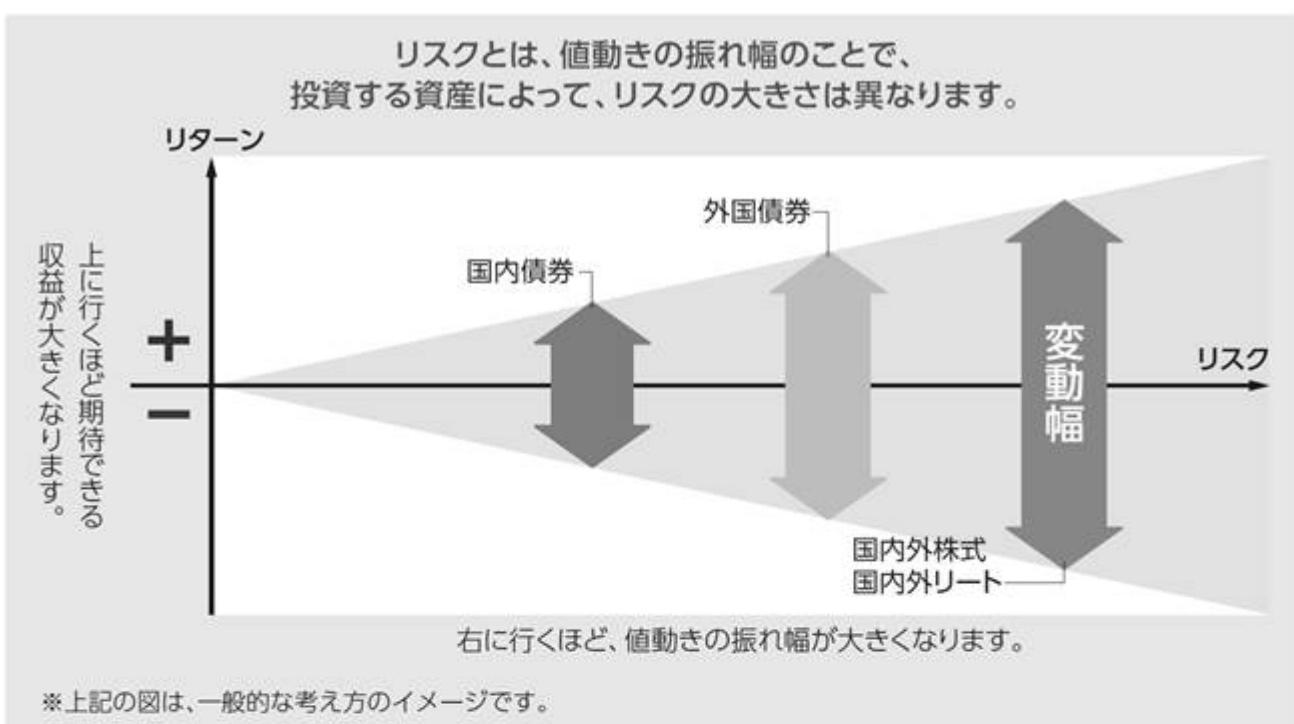
※常に全ての投資対象に投資を行うとは限りません。

- ◆配当金、利子および分配金収入が期待できる資産に投資して、安定した運用成果を目指します。



特色2 各資産のリスクを考慮した分散投資を行います。

- 投資する資産はそれぞれ異なるリスク（値動きの振れ幅）を持っています。

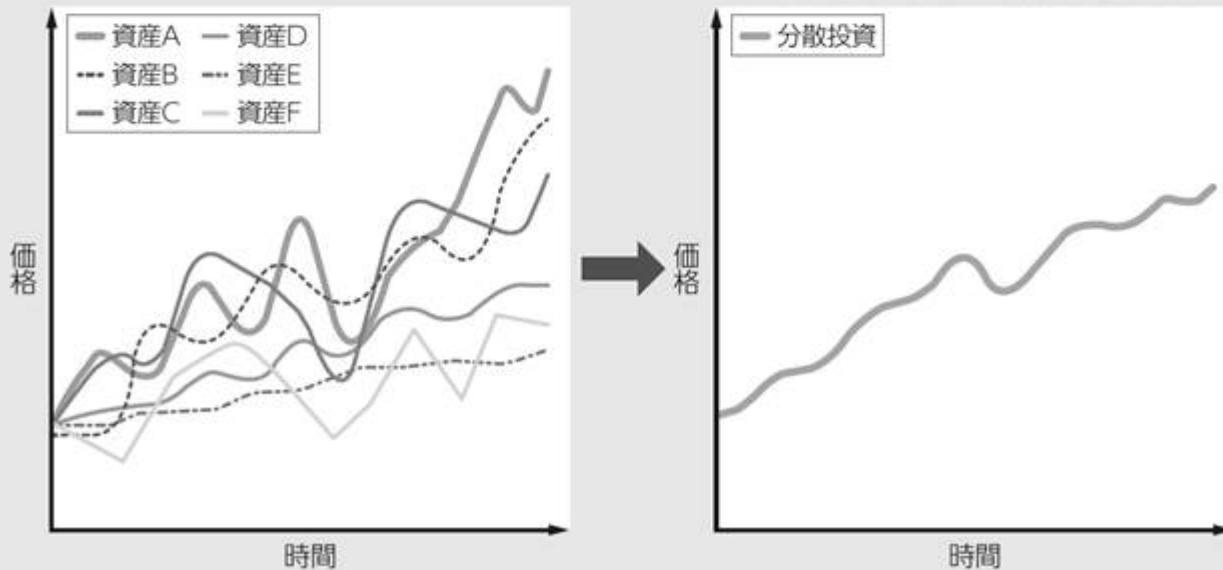


- 異なる資産にリスクを考慮した分散投資を行うことによって、基準価額の変動を抑えつつ、収益の獲得を目指します。

分散投資の効果

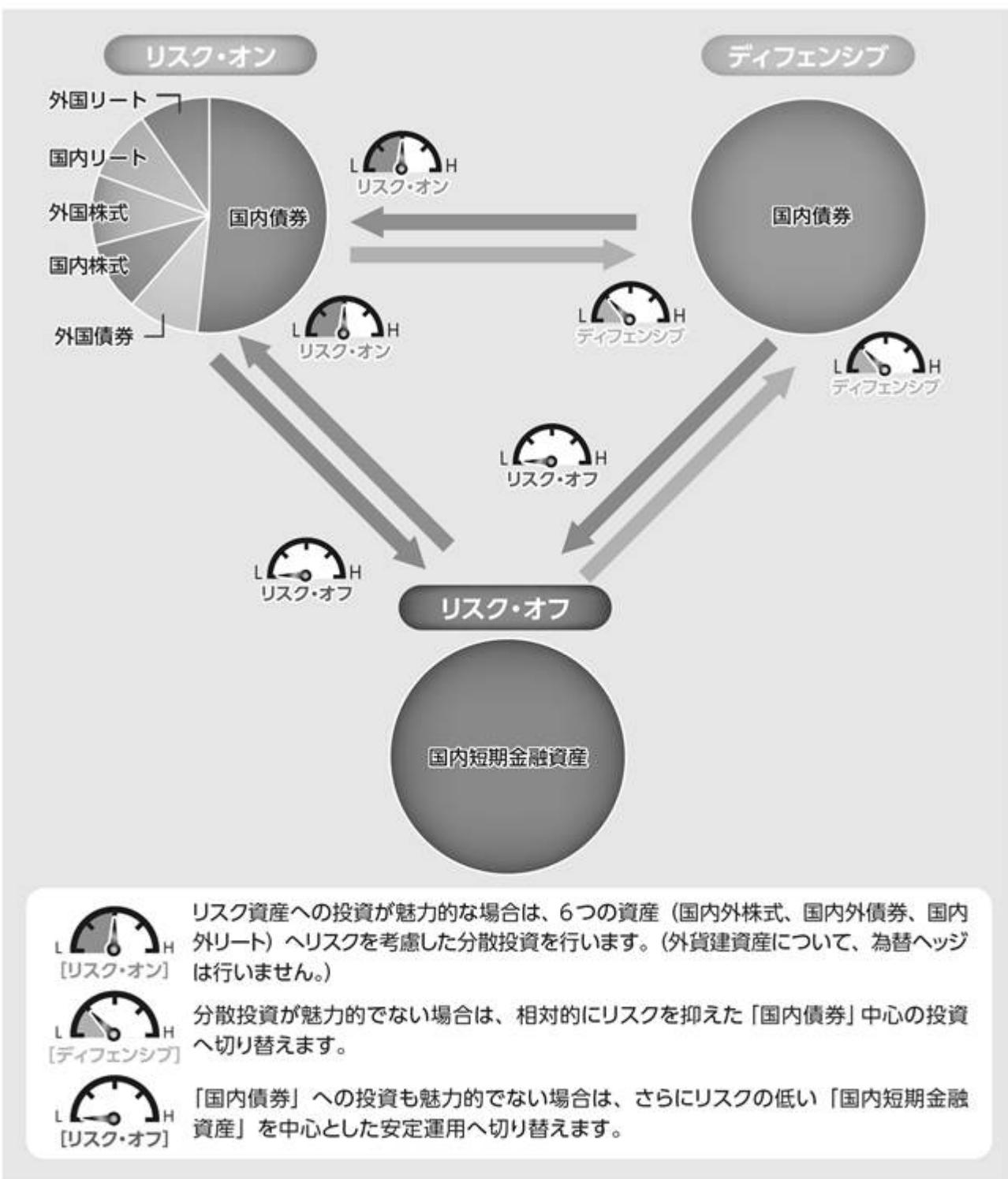
各資産はさまざまな値動きをします。

値動きの異なる資産を組み合わせることで、
リスクの低減効果が期待できます。



※上記の図は、一般的な考え方のイメージです。当ファンドの将来の運用成果等を示唆、約束するものではありません。
※各資産の配分比率によっては、リスクの大きな資産の影響を強く受けることがあります。

特色3 市場環境によっては、さらにリスクを抑えた資産別配分（アロケーション）に切り替えます。



※上記の図は、当ファンドの運用のイメージを説明するためのものであり、実際の配分比率とは異なります。配分比率は、あらかじめ定めているものではありません。

※上記の「リスク・オン」、「ディフェンシブ」および「リスク・オフ」は、当ファンドの運用のイメージを説明するための表現であり、具体的な投資戦略・運用方針を意味するものではありません。

※実際の資産別配分比率の変更は委託会社が決定し、当ファンド内でマザーファンドを換金および買い付けることにより行います。マザーファンドについては、後掲「ファンドの仕組み」をご参照ください。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 投資戦略

投資戦略のイメージ

経済環境分析

投資先の金融市場に影響を与える世界経済の動向など、各資産の金融市場を取り巻く環境を分析・評価します。

金融市场分析

経済環境分析の結果を踏まえて、投資先の金融市场の関連する各種指標(指数、インデックスなど)の動きを計量的に分析・評価します。

資産別配分比率の決定

金融市场分析の結果を踏まえて、資産別配分比率を決定します。資産別配分比率の見直しは、月1回程度行います(将来変更される場合があります。)。決定した資産別配分比率に近づけるため、各マザーファンドの組入比率を調整します。常に全てのマザーファンドに投資を行うとは限りません。

「しんきん世界アロケーションファンド」 (愛称:しんきんラップ(安定型))

- リスク水準の高い資産の配分比率を下げ、リスク水準の低い資産の配分比率を上げること等によって、リスクを抑えた分散投資を目指します。
- 投資判断に使用する資産分散手法は、市場環境の変化に応じて、随時見直しを行います。
- 資産の一部を外貨建資産に投資する場合があります。原則として外国為替相場の影響を回避する取引(いわゆる為替ヘッジ)は行いません。

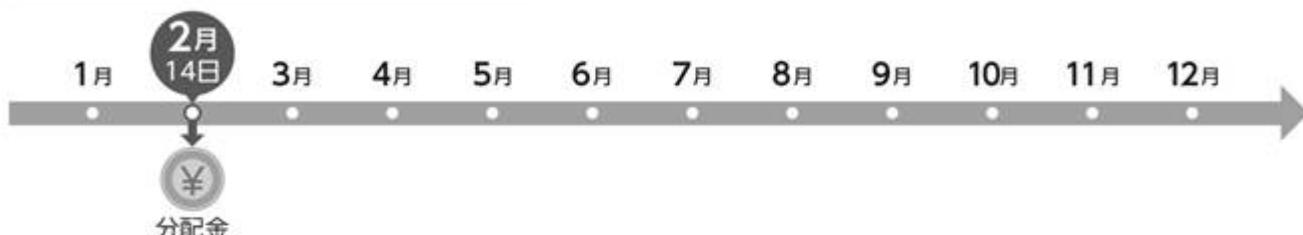
※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 収益分配について

年1回の決算時（2月14日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。(再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。)

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

A grey oval contains the text '投資信託の純資産'. An arrow points from this oval to a circle containing the text '分配金'.
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ 投資する各資産について ※常に全ての資産に投資するとは限りません。

株式



国内株式、外国株式（為替ヘッジなし）

国内および外国の好配当株式を主要投資対象とします。

◎好配当株式のポイント

- 予想配当利回り*が市場平均を上回ると判断できる銘柄に着目することから、安定的な配当金による収益（インカム・ゲイン）を期待することができます。
- 企業業績や事業内容等を分析して投資を行い、中長期的な株価の上昇による収益（キャピタル・ゲイン）を狙います。

*「予想配当利回り」とは、株式の重要な投資尺度のひとつであり、「1株当たりの予想配当金」を「株価」で割って求められます。

株式投資の2大要素



株式の投資対象国・地域

北米地域	歐州・中東地域				アジア・オセアニア地域		
	オーストリア		フランス		イタリア		スペイン
	ベルギー		ドイツ		オランダ		スウェーデン
	デンマーク		アイルランド		ノルウェー		スイス
	フィンランド		イスラエル		ポルトガル		イギリス
							香港
							日本
							シンガポール
							オーストラリア
							ニュージーランド

* 2019年2月末現在の投資対象国・地域であり、実際の投資とは異なります。(組み入れていない場合もあります。)

*外国株式の投資対象国は MSCI-KOKUSAI (参考指標) の構成国です。

◆ 外国株式による運用は、シユローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行います。

～シユローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドについて～

世界の投資対象市場を網羅するリサーチおよび資産運用能力を背景に、高品質な投資商品や金融サービスをお客様に提供する独立系グローバル資産運用会社「シユローダー・グループ」の英国法人です。同グループの運用資産残高は2018年6月末現在約64兆円となっています。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 投資プロセス



国内株式（しんきん好配当利回り株マザーファンド）

process ① 経済環境分析

経済動向など株式市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process ② 組入銘柄の決定

予想配当利回りが東証第1部と東証第2部の平均値以上の銘柄だけを選定します。また、財務の健全性、業種分散などを踏まえ、全体のバランスを考慮し、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process ③ ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。



外国株式（しんきん世界好配当利回り株マザーファンド）

process ① 経済環境分析

経済動向など投資先の株式市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process ② 組入銘柄の決定

世界をいくつかの地域に分け、地域ごとの平均を上回る配当利回りが期待できる銘柄を選定します。また、配当の質、時価総額、企業業績などを踏まえ、全体のバランスを考慮して実際に投資する銘柄を決定します。

process ③ ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

● 「MSCI-KOKUSAI」について

MSCI-KOKUSAIインデックスはMSCIインデックスの一つです。MSCIインデックスは、MSCIインクが算出する世界的な株価指数の名称で、世界中の投資のプロが指標として活用しています。MSCIインデックスは市場の動向を表す指標として、また投資評価のベンチマークとして幅広く利用されています。ここに掲載される全ての「MSCI-KOKUSAI」の情報は、信頼の置ける情報源から得たものであります。その確実性および完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。この情報はMSCIの営業秘密であり、またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的・機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

■ 投資する各資産について ※常に全ての資産に投資するとは限りません。

債券



国内債券、外国債券(為替ヘッジなし)

国内の公社債および外国の高格付債券を主要投資対象とします。

○債券のポイント

- わが国を含む、世界各国の債券に投資することから、利子収入によるインカム・ゲインを期待することができます。
- 高い信用力の債券に投資を行うことによって、信用リスクを抑えた効果的な債券分散投資を追求します。

債券の投資対象国

日本	日本									
	※投資対象とする公社債は、組入れ時において信用格付業者等からBBB格相当以上の長期信用格付を取得しているものとします。									
ユーロ参加国	オーストリア	ベルギー	キプロス	エストニア	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	アイルランド	イタリア
その他	ラトビア	リトアニア	ルクセンブルク	マルタ	オランダ	ポルトガル	スロバキア	スロベニア	スペイン	
※EURO Economic Monetary Union (EMU) 参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。EMUとは、統一通貨「ユーロ」を導入するEU加盟国による共通の経済政策・通貨対策の実施を目指す同盟です。										
オーストラリア カナダ デンマーク ニュージーランド ノルウェー シンガポール スウェーデン スイス イギリス										
※日本、米国、EMU参加国を除く世界各国の国債、政府機関債、地方債および国際機関債を主要投資対象とします。投資対象とする公社債は、組入れ時において、信用格付業者等からAA格以上の信用格付を取得しているものとします。上記以外の国に投資することができます。										

※2019年2月末現在の投資対象国であり、今後、変更される場合があります。実際の投資とは異なります。(組み入れていない場合もあります。)

信用格付のイメージ

信用格付業者	S&P	Moody's	R&I
信用格付	高い	AAA	Aaa
	AA	Aa	AA
	A	A	A
	BBB	Baa	BBB
	BB	Ba	BB
	B	B	B
	CCC	Caa	CCC
	CC	Ca	CC
	C	C	C
	D		

(注) S&P:スタンダード& Poor's
Moody's:ムーディーズ
R & I: 株式会社格付投資情報センター

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 投資プロセス



国内債券（しんきん国内債券マザーファンドII）

process ① 経済環境分析

経済動向など債券市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process ② 組入銘柄の決定

金利水準や方向性、償還期限ごとの金利の変化、信用リスクなどを踏まえて、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process ③ ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。



外国債券 （しんきん欧州ソブリン債マザーファンド しんきん米国ソブリン債マザーファンド しんきん高格付外国債券マザーファンド）

process ① 経済環境分析

経済動向など投資先の債券市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process ② 組入銘柄の決定

国別の金利水準や方向性、償還期限ごとの金利の変化、
国別の金利環境などを踏まえて、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process ③ ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

■ 投資する各資産について ※常に全ての資産に投資するとは限りません。

不動産投資信託(リート)



国内リート、外国リート(為替ヘッジなし)

国内および外国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

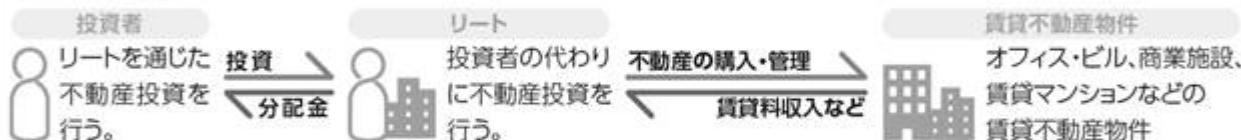
◎不動産投資信託(リート)のポイント

- 間接的に不動産へ投資した効果が得られます。
- リートは、不動産の賃貸料収入などから、投資者に分配を行う仕組みになっています。そのため、不動産からの収益を分配金として受取ることが可能です。
- リートは、債券や株式と異なった値動きをする傾向があり、分散投資の対象として有効な資産の一つと言えます。
- わが国を含む世界各国のリート市場に分散投資が可能です。

不動産投資信託とは

- 不動産投資信託とは、「不動産を証券化した金融商品」で、「Real Estate Investment Trust」の頭文字を取ってリート(REIT)と呼ばれます。
- リートは、「投資者から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資者へ分配金を支払う」という商品で、少額の資金で不動産に分散投資した効果を得ることができます。

<リートの仕組み>



リートの投資対象国・地域



※ 2019年2月末現在の投資対象国・地域であり、実際の投資とは異なります。(組み入れていない場合もあります。)

※外国リートの投資対象国はS&P先進国REIT指数構成国です。指数構成国であっても、対象銘柄がない場合があります。

- ◆ 外国不動産投資信託による運用は、ブラックロック・ジャパン株式会社が行います。

～ブラックロック・ジャパンについて～

ブラックロック・ジャパン株式会社は、グローバルに資産運用ビジネスを展開するブラックロック・グループ(以下、「ブラックロック」といいます。)の一員です。ブラックロックは、世界約30か国に拠点を擁し、約655兆円(2018年12月末現在)を運用する世界有数の資産運用グループです。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 投資プロセス



国内リート（しんきんJリートマザーファンドII）

process ① 経済環境分析

経済動向などJ-REIT市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process ② 組入銘柄の決定

財務分析や流動性、価格の分析を踏まえ、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process ③ ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。



外国リート（しんきんグローバルリートマザーファンド）

process ① ポートフォリオ構築

日本を除く世界各国の証券取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資し、S&P先進国REIT指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

process ② ポートフォリオのリスク分析

S&P先進国REIT指数の動きとマザーファンドの基準価額の値動きのかい離およびその要因等を管理・分析します。

● 「S&P先進国REIT指数」について

「S&P先進国REIT指数」とは、Standard&Poor's Dow Jones Indices LLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指數です。当指數は、Standard&Poor's Dow Jones Indices LLCの商品であり、当ファンドに対して利用許諾が与えられています。Standard&Poor's® および S&P®(以下「S&P」といいます。)は、Standard&Poor's Financial Services LLCの登録商標であり、S&Pは、当ファンドを推薦・支持・販売・促進等するものではありません。S&Pは、S&Pが公表する各指數またはそれに含まれるデータの正確性あるいは完全性を保証するものではなく、また、S&Pが公表する各指數またはそれに含まれるデータを利用した結果生じた事項に関して保証等の責任を負うものではありません。

■ 投資する各資産について ※常に全ての資産に投資するとは限りません。

国内短期金融資産



国内短期金融資産

わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

○国内短期金融資産のポイント

- 短期公社債の組み入れにあたっては、原則、残存期間1年以内のものとし、取得時においていずれかの信用格付業者等からA格相当以上の信用格付を得ている銘柄に限定することで、価格変動リスクや金利リスク、信用リスク、流動性リスクなどを抑えた投資成果が期待できます。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産の一部を外貨建資産に投資する場合があります。

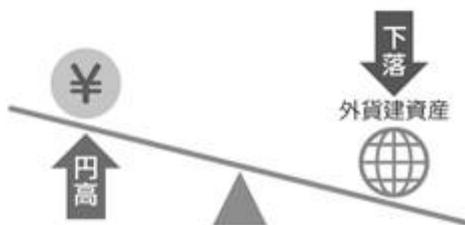
- 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると外貨建資産の価値は
円ベースで上昇します。

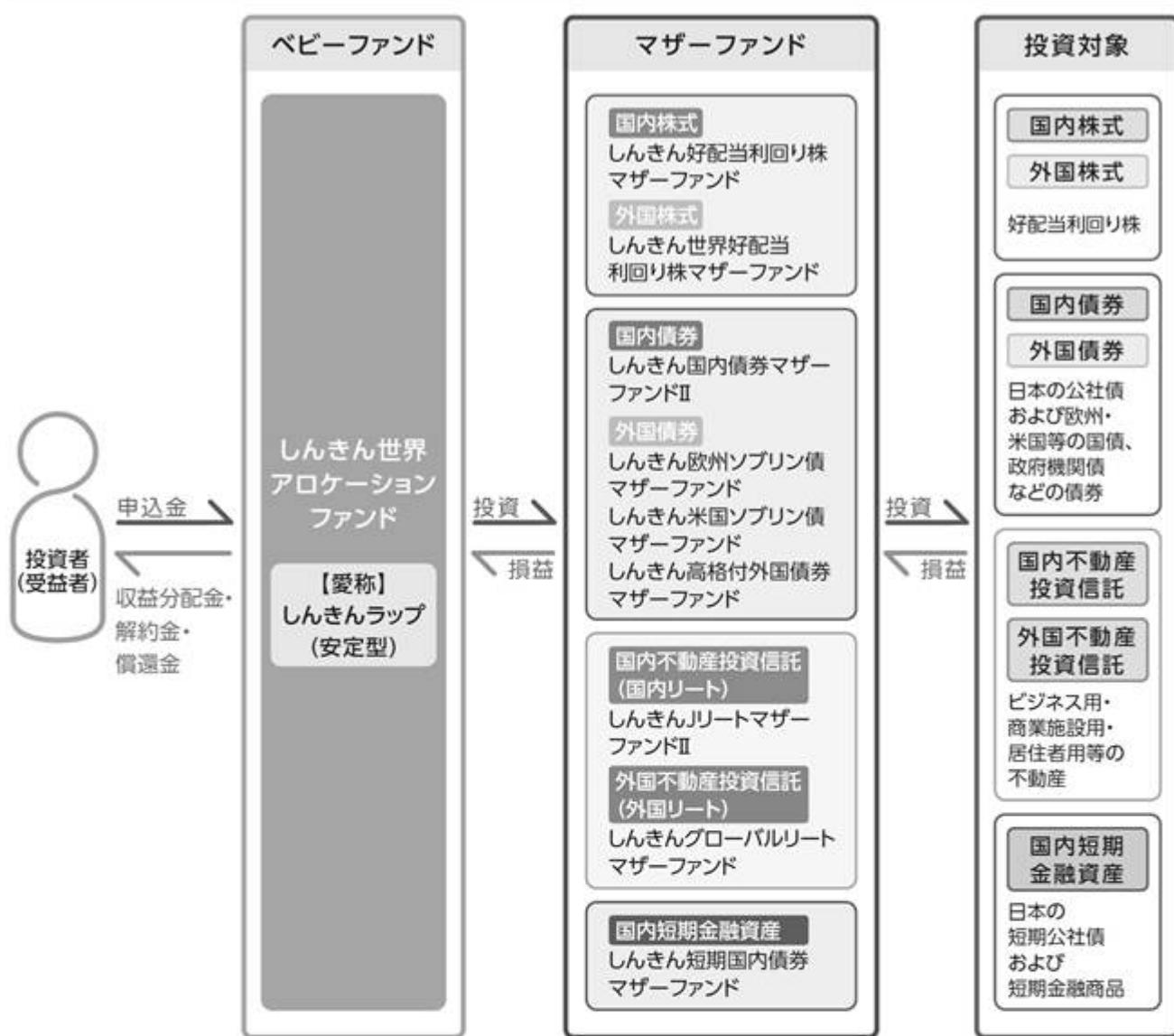


円高になると外貨建資産の価値は
円ベースで下落します。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきん世界アロケーションファンド（ベビーファンド）にまとめられ、上記の各マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

- ※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。
- ※上記のマザーファンドは、ベビーファンドが投資対象とするマザーファンドです。一部のマザーファンドの配分比率をゼロとする場合があります。
- ※「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の運用指図に関する権限は、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
- ※「しんきんグローバルリートマザーファンド」の運用指図に関する権限は、ブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

国内外の株式、債券および不動産投資信託ならびに国内短期金融資産への投資は、マザーファンドを通じて行います。（しんきん世界アロケーションファンドが直接株式に投資したり、外貨建資産に投資することはありません。）

信託金の限度額

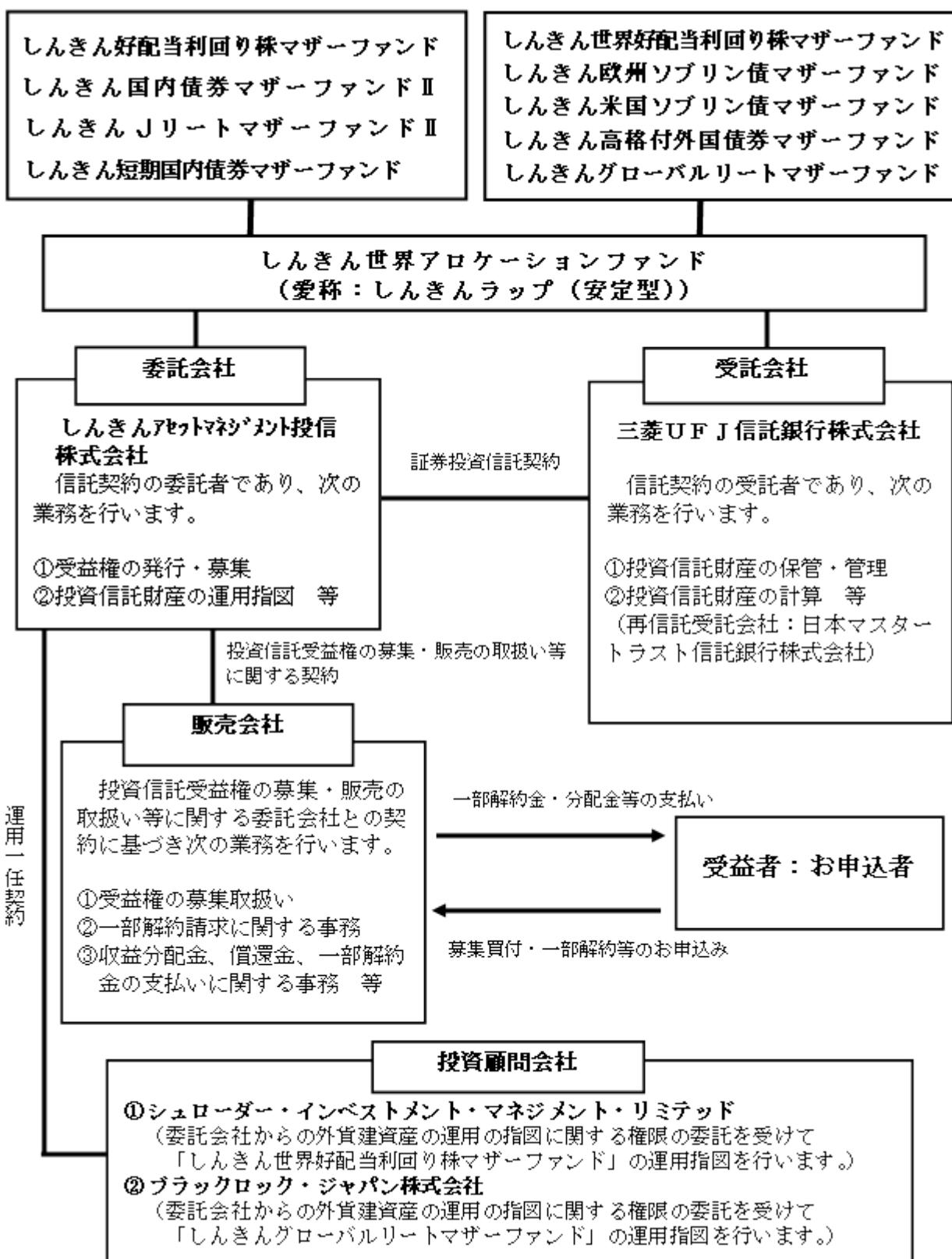
- ・2,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年10月25日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとあります。



上記のマザーファンドは、「しんきん世界アロケーションファンド」が投資対象とするマザーファンドです。一部のマザーファンドの配分比率をゼロとする場合があります。

<委託会社の概況>（本書提出日現在）

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

資本の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年 3月	投資顧問業の登録
1992年 3月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年 9月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年 8月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号	4,000株	100.0%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

投資対象

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券（国内株式）、しんきん世界好配当利回り株マザーファンド受益証券（外国株式）、しんきん国内債券マザーファンド 受益証券（国内債券）、しんきん欧洲ソブリン債マザーファンド受益証券（外国債券）、しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券（外国債券）、しんきん高格付外国債券マザーファンド受益証券（外国債券）、しんきんJリートマザーファンド 受益証券（国内不動産投資信託）、しんきんグローバルリートマザーファンド受益証券（外国不動産投資信託）およびしんきん短期国内債券マザーファンド受益証券（国内短期金融資産）を主要投資対象とします。

（ ）内は投資対象資産を示します。

投資態度

- 1) 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債、不動産投資信託および国内短期金融資産等へ実質的な投資を行います。
- 2) 原則として、各マザーファンド受益証券への配分比率は、定性評価、定量評価等を勘案した資産分散手法により決定し、適宜見直しを行います。なお、一部のマザーファンド受益証券への配分比率をゼロとする場合があります。
- 3) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ . 有価証券
- ロ . 約束手形
- ハ . 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ . 為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

- 1) 委託会社は、信託金を、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんJリートマザーファンド」、「しんきんグローバルリートマザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- イ . コマーシャル・ペーパー

- ロ . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

- ハ . 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、ハ . の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- 2) 委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

- イ . 預金

- ロ . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

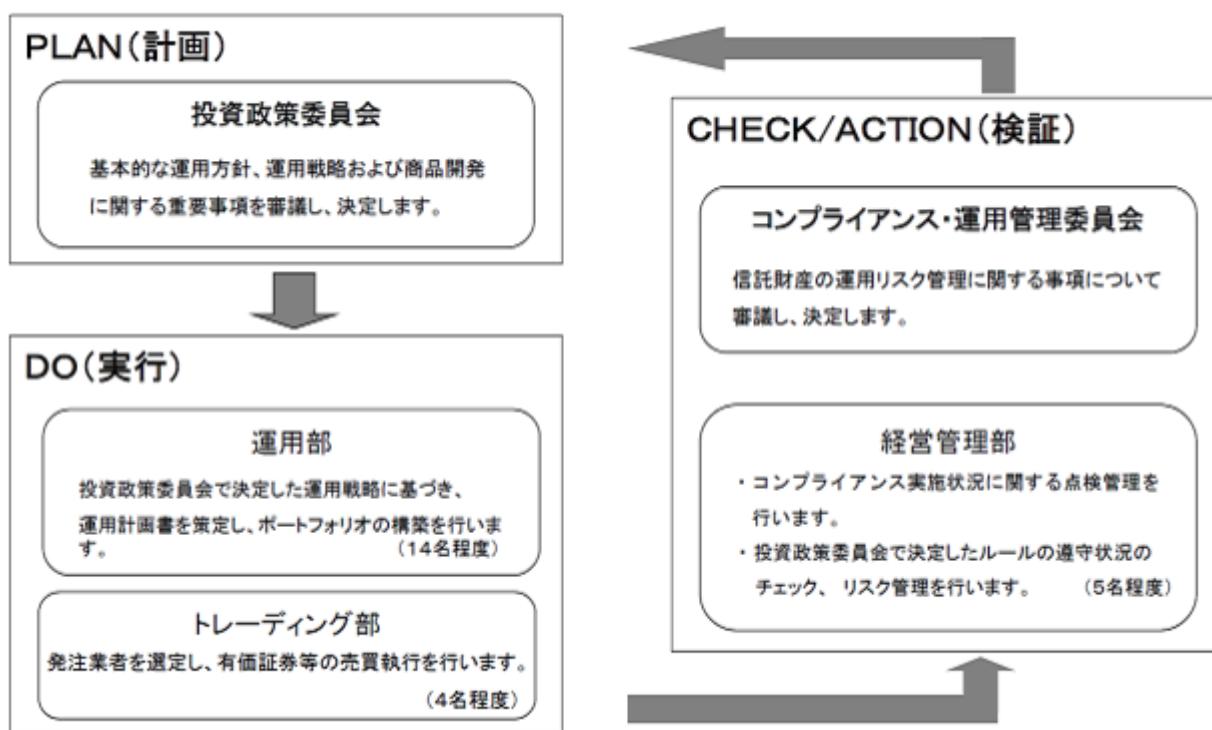
- ハ . コール・ローン

二 . 手形割引市場において売買される手形

- 3) 1) の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として上記2) のイ . からニ . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとあります。



投資プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の決算日に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

「しんきん世界アロケーションファンド」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 1) 上記 の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - イ) 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - ロ) 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - ハ) 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 2) 上記 の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 3) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（参考）親投資信託（マザーファンド）に関する情報

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の概要

（1）投資方針

投資対象

我が国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目指とします。
- 2) 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。
- 3) 株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。
- 4) 株式以外の資産の組入比率は、通常の場合50%以下とします。
- 5) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引を行うことができます。
- 6) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）
- 14) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
- 15) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとします。）
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号、第12号および第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から2)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

（4）その他

「しんきん世界アロケーションファンド」（子投資信託）が「しんきん好配当利回り株マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありません。

「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の概要

（1）投資方針

投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

1) 日本を除く世界各国の配当利回りの高い企業の株式へ分散投資を行うことにより、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。

- 2) 運用指図に関する権限は、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
- 3) 株式の銘柄選定にあたっては、銘柄ごとの配当利回り・増配期待・流動性に着目しつつ、企業のファンダメンタル分析も勘案して行います。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 6) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（2）投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものを行い、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 抵当証券

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から5)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合には、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合には、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

（4）その他

「しんきん世界アロケーションファンド」（子投資信託）が「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

<ご参考>

当ファンドの主要投資対象である「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」（親投資信託）の運用は、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに再委託しています。

シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドの運用体制

シュローダー・グループ各海外拠点の運用チーム（日本を除く）

株式各運用チーム

グローバル株式
エマージング株式
アジア（除く日本）株式
欧洲株式
米国株式
計量株式運用 他

企業リサーチ

「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の運用は欧洲株式チームが担当します。欧洲株式チームに在籍するファンドマネージャーはシュローダー・グループのグローバル・ネットワークを活用します。シュローダー・グループ独自で開発した銘柄スクリーニング・ツールの導出結果とグローバルに展開するアナリストからの企業ファンダメンタルズ分析を加味してポートフォリオを構築します。



債券各運用チーム

グローバル債券
米国債券
欧洲債券
アジア債券
新興国債券ベンチマーク型
転換社債
保険リンク証券 他

経済分析

クレジットリサーチ

マルチアセット各運用チーム

マルチアセット運用
ポートフォリオ・ソリューション 他

オルタナティブ各運用チーム

新興国債券絶対収益型
コモディティー
不動産
ヘッジファンド 他

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

「しんきん国内債券マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

投資対象

我が国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 「ダイワ・ボンド・インデックス総合」をベンチマークとします。
- 2) 投資対象とする公社債は、組入段階において、いずれかの指定格付業者等から BBB 格相当以上の長期信用格付を得ている銘柄とします。
- 3) 国内企業およびそれに準じる発行体の発行するユーロ円建資産ならびに外国企業の発行する円建資産・ユーロ円建資産を組み入れることができます。
- 4) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 5) 公社債の組入比率については原則として高位を保ちます。
- 6) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 7) 市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- 8) 投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。)のうち、公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。)のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとします。)
- 11) 外国法人が発行する本邦通貨建の譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 13) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、1)から5)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8)から9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。委託会社は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

(4) その他

「しんきん世界アロケーションファンド」(子投資信託)が「しんきん国内債券マザーファンド」(親投資信託)の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「ダイワ・ボンド・インデックス」とは、日本における確定利付債券市場のパフォーマンスを測定するように設計された指数で、株式会社大和総研が計算、公表しています。
算出対象範囲が広く、日本の債券市場全体の動きを代表しています。債券価格の変動に加えて、日々のクーポン収入も加味されて算出されます。

ダイワ・ボンド・インデックスに関する著作権等知的財産権は大和証券株式会社および株式会社大和総研に帰属いたします。なお、大和証券株式会社および株式会社大和総研は当ファンドの運用とは何ら関係はありません。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

投資対象

欧州経済通貨同盟（EMU）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主としてEMU参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) F T S E EMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) F T S E 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の主な投資戦略は、以下のとおりです。

金利リスクのコントロール

- 1) 金利水準の方向性について予想し、債券の「デュレーション」を長期化・短期化します。具体的には、マザーファンドのデュレーションをベンチマークとなるインデックスのデュレーションから±1年程度の範囲でコントロールします。
- 2) 「イールドカーブ」の変化に対する見通しを立て、相対的にパフォーマンスの良くなると予想した年限に資金配分します。

(注1) デュレーションとは、金利が変動した時に債券の価値が、どの程度変化するのかを表す指標です。

(注2) イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線です。このイールドカーブが右上がりの場合を順イールド、右下がりの場合を逆イールドといいます。

国別配分（主として「しんきん欧洲ソブリン債マザーファンド」について）

債券価格は、金利によって上下する性質があります。投資対象とするソブリン債等の金利環境は、国によって様々であるといえます。マザーファンドでは、相対的に金利低下が期待できる国への投資配分をベンチマーク比で多くすることによって、金利低下時の値上がり益を、より享受することを目指します。

(2) 投資対象（「しんきん欧洲ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。）

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとします。）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1)から5)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8)または9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 投資制限 「しんきん欧洲ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4) その他

「しんきん世界アロケーションファンド」（子投資信託）が「しんきん欧洲ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありません。

「FTSE EMU国債インデックス」と「FTSE 米国国債インデックス」は「FTSE 世界国債インデックス」のサブ・インデックスです。

「FTSE 世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営される債券インデックスで、1984年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し、指数化したものです。

上記の指標は、FTSE Fixed Income LLCの知的財産です。同社は各指標の算出、公表、利用に関する一切の権利を有しております。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

「しんきん高格付外国債券マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

投資対象

日本、米国、欧州経済通貨同盟（EMU）参加国を除く世界各国の国債、政府機関債、地方債および国際機関債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 投資対象とする公社債は、組入時において、信用格付業者であるムーディーズ社またはスタンダード＆プアーズ社のいずれかからAA格以上の信用格付を取得しているものとします。
- 2) 国別の投資配分比率は、各国の市場規模・経済規模等を勘案し決定します。
- 3) 各国のマクロ経済等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、債券ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- 8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有するものとします。）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号から第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）投資制限

株式への投資は行いません。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（4）その他

「しんきん世界アロケーションファンド」（子投資信託）が「しんきん高格付外国債券マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「しんきん」リートマザーファンド の概要

(1) 投資方針

投資対象

主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- 2) 運用にあたっては、東京証券取引所が算出・公表する「東証REIT指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。
- 3) 不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

イ) 財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

ロ) 収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

ハ) 流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

- 4) 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券のほか、次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- 4) 新投資口予約権証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

(4) その他

「しんきん世界アロケーションファンド」（子投資信託）が「しんきんJリートマザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

東証REIT指数は、東京証券取引所に上場されている不動産投資信託（REIT）全銘柄を対象とした時価総額加重平均型の指数で、2003年3月31日の時価総額を基準として（株）東京証券取引所が算出・公表しています。

東証REIT指数は、銘柄数の増減など市況動向によらない時価総額の増減や増資などが発生する場合は、連続性を維持するため、基準時の時価総額が修正されます。

東証REIT指数（配当込み）の算出は、配当金落ち、有償減資の場合も基準時価総額の修正が行われます。

「しんきんグローバルリートマザーファンド」の概要

(1) 投資方針

投資対象

日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資し、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 運用指図に関する権限は、ブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。
- 3) 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3) 投資信託または外国投資信託の受益証券
- 4) 投資証券もしくは投資法人証券または外国投資証券
- 5) 新投資口予約権証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P 先進国R E I T指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券へS & P 先進国R E I T指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(4) その他

「しんきん世界アロケーションファンド」（子投資信託）が「しんきんグローバルリートマザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

S & P 先進国R E I T指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、スタンダード＆プアーズ（以下「S & P」といいます。）が有するS & P グローバル株価指数の採用銘柄の中から不動産投資信託（R E I T）および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指標です。

<ご参考>

「しんきんグローバルリートマザーファンド」（親投資信託）の運用は、ブラックロック・ジャパン株式会社に再委託しています。

ブラックロック・ジャパン株式会社の運用体制



- ・ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規定により定めています。
- ・ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- ・社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

「しんきんグローバルリートマザーファンド」の運用は株式インデックス運用部が担当します。ブラックロック・ジャパン株式会社は、グローバルに資産運用ビジネスを展開するブラックロック・グループ（以下、「ブラックロック」といいます。）の一員です。ブラックロックは、世界約30か国以上に拠点を擁し、約655兆円（2018年12月末現在）を運用する世界有数の資産運用グループです。「しんきんグローバルリートマザーファンド」においては、投資プロセスをシステム化して分析し、卓越したリサーチ力に基づいたブラックロック独自開発計量モデルを使用し、「現代投資理論との整合性」と「膨大な統計データによる実証」の双方を重視した科学的な運用手法（「プロセス運用」）により、一貫性、透明性、客観性に優れた運用を行います。

上記運用体制等は、今後変更となる場合があります。

「しんきん短期国内債券マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

投資対象

我が国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として我が国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、我が国の無担保コール（オーバーナイト物）をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。
- 2) 短期公社債の組入れにあたっては、原則、残存期間1年以内のものとし、取得時において、いずれかの信用格付業者等からA格相当以上の格付けを得ている銘柄に限定します。
- 3) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における我が国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 4) 資金動向あるいは市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

- 1) 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- 8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）のうち
公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびク
ローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券
の性質を有するものとします。）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受
益証券に限ります。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の
受益証券に表示されるべきもの

なお、1)から5)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質
を有するものを以下「公社債」といい、8)から9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会
社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第
2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用す
ることの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま
す。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

（3）投資制限

株式への投資は行いません。

公社債および短期金融資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株
予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこ
とをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下としま
す。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

（4）その他

「しんきん世界アロケーションファンド」（子投資信託）が「しんきん短期国内債券マザーファ
ンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありません。

3 【投資リスク】

「しんきん世界アロケーションファンド」（愛称：しんきんラップ（安定型））は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

不動産投資信託のリスク

不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産に係る法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあります。基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

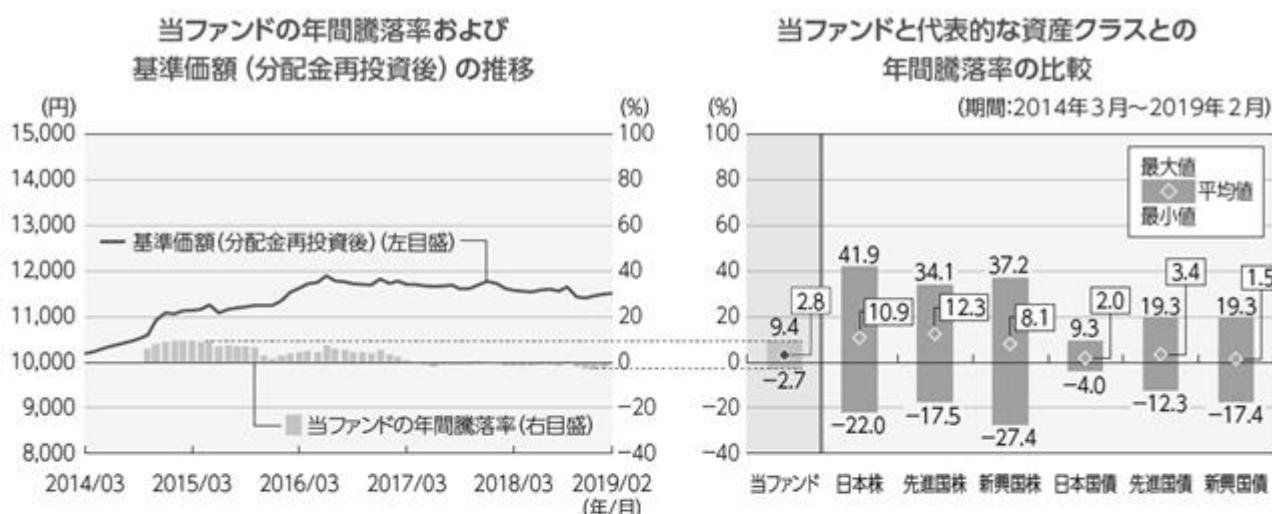
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

(3) リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

投資リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報



※当ファンドの年間騰落率は、2014年10月～2019年2月です。

※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額(分配金再投資後)の推移を表示したものです。
※基準価額(分配金再投資後)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信(株)が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドについては2014年10月から2019年2月、代表的な資産クラスについては2014年3月から2019年2月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合收益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて購入価額に1.62%（税抜1.5%）を上限に、販売会社が個別に定める手数率を乗じて得た額とします。

（ 購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

上記 の申込手数料について、消費税率が10%となった場合は「購入価額に1.65%（税抜1.5%）を上限」となります。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター>0120-781812

携帯電話・P H S からは 03-5524-8181（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

<ホームページ><http://www.skam.co.jp>

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率1.134%*（税抜1.05%）

*消費税率が10%になった場合は、年率1.155%となります。

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用
(信託報酬)

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、年率0.49%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、年率0.51%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、年率0.05%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

委託会社の運用管理費用（信託報酬）には、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドへ支払う投資顧問報酬（しんきん世界好配当利回り株マザーファンドの純資産総額に対して、年率

0.50%（税抜）以内）およびブラックロック・ジャパン株式会社へ支払う投資顧問報酬（しんきんグローバルリートマザーファンドの純資産総額に対して、年率0.50%（税抜）以内）が含まれています。
「税抜」における「税」とは、消費税等相当額をいいます。
委託会社が受け取る信託報酬には、ファンド監査の費用が含まれます。

（4）【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当等を目的とし、資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし投資信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
-------------	---

換金時および 償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算に について	<p>一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。</p> <p>一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。</p> <p>特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。</p>

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

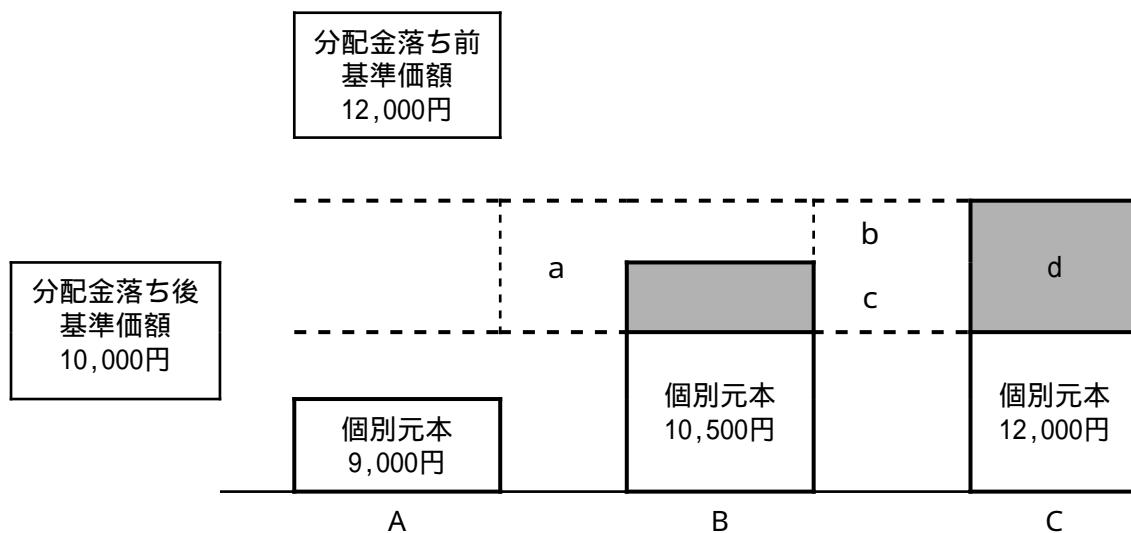
収益分配時 ならびに 換金時および 償還時の差益 に対する課税	<p>法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。</p> <p>収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。</p> <p>益金不算入制度の適用はありません。</p>
---	---

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個別元本および収益分配金の区分の具体例>

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

以下は2019年2月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

(1) 【投資状況】

しんきん世界アロケーションファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	22,990,138,318	98.87
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		263,290,852	1.13
合計(純資産総額)		23,253,429,170	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位銘柄(親投資信託受益証券)

国名 地域	銘柄	数量 (口数)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	しんきん国内債券マザーファンド	17,403,586,918	1.3200	22,972,734,732	1.3210	22,990,138,318	98.87

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.87
合計	98.87

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2019年2月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額(円)		基準価額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末 (2014年2月14日)	1,167,708,264	1,167,708,264	10,136	10,136
第2計算期間末 (2015年2月16日)	1,872,062,554	1,872,062,554	11,015	11,015
第3計算期間末 (2016年2月15日)	3,602,904,616	3,602,904,616	11,346	11,346
第4計算期間末 (2017年2月14日)	15,457,001,836	15,457,001,836	11,736	11,736
第5計算期間末 (2018年2月14日)	23,683,212,571	23,683,212,571	11,555	11,555
第6計算期間末 (2019年2月14日)	23,349,973,970	23,349,973,970	11,505	11,505
2018年2月末日	23,918,549,833		11,623	
3月末日	24,155,626,635		11,578	
4月末日	24,256,211,751		11,559	
5月末日	24,201,032,182		11,543	
6月末日	24,352,602,074		11,586	
7月末日	24,391,119,137		11,604	
8月末日	24,344,753,269		11,561	
9月末日	24,316,347,999		11,656	
10月末日	23,747,612,378		11,434	
11月末日	23,686,271,363		11,408	
12月末日	23,599,936,422		11,459	
2019年1月末日	23,605,620,955		11,493	
2月末日	23,253,429,170		11,509	

(注) 基準価額は、受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間		1万口当たりの収益分配金(円)
第1期	2013年10月25日～2014年2月14日	0
第2期	2014年2月15日～2015年2月16日	0
第3期	2015年2月17日～2016年2月15日	0
第4期	2016年2月16日～2017年2月14日	0
第5期	2017年2月15日～2018年2月14日	0
第6期	2018年2月15日～2019年2月14日	0

【收益率の推移】

計算期間		收益率(%)
第1期	2013年10月25日～2014年2月14日	1.36
第2期	2014年2月15日～2015年2月16日	8.67
第3期	2015年2月17日～2016年2月15日	3.00

第4期	2016年 2月16日～2017年 2月14日	3.44
第5期	2017年 2月15日～2018年 2月14日	1.54
第6期	2018年 2月15日～2019年 2月14日	0.43

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。なお、第1計算期間については、前期末基準価額を10,000円として計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

計算期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	2013年10月25日～2014年 2月14日	1,152,013,936	
第2期	2014年 2月15日～2015年 2月16日	611,092,323	63,533,925
第3期	2015年 2月17日～2016年 2月15日	1,690,550,674	214,552,402
第4期	2016年 2月16日～2017年 2月14日	10,568,889,359	573,636,896
第5期	2017年 2月15日～2018年 2月14日	10,877,047,524	3,551,998,573
第6期	2018年 2月15日～2019年 2月14日	3,504,611,370	3,705,358,910

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

以下、ご参考として「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんJリートマザーファンド」、「しんきんグローバルリートマザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の運用状況を掲載します。

<参考>

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	25,492,370,510	98.73
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		328,192,335	1.27
合計(純資産総額)		25,820,562,845	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄(国内株式)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率(%)
1	日本	株式	アマダホールディングス	機械	275,100	1,243.13	341,985,063	1,171.00	322,142,100	1.25
2	日本	株式	太陽ホールディングス	化学	84,900	4,157.93	353,008,257	3,775.00	320,497,500	1.24
3	日本	株式	スター精密	機械	186,700	1,932.28	360,756,676	1,694.00	316,269,800	1.22
4	日本	株式	マックス	機械	199,200	1,404.12	279,702,680	1,562.00	311,150,400	1.21
5	日本	株式	三菱重工業	機械	68,600	4,045.94	277,551,728	4,531.00	310,826,600	1.20
6	日本	株式	S U B A R U	輸送用機器	109,800	3,313.62	363,835,476	2,826.50	310,349,700	1.20
7	日本	株式	メイテック	サービス業	60,500	5,785.71	350,035,732	5,100.00	308,550,000	1.19
8	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	178,300	1,582.63	282,182,929	1,718.50	306,408,550	1.19
9	日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	70,100	5,451.70	382,164,770	4,345.00	304,584,500	1.18
10	日本	株式	ユー・エス・エス	サービス業	149,400	2,140.41	319,777,681	2,028.00	302,983,200	1.17
11	日本	株式	小松製作所	機械	110,700	3,305.19	365,884,533	2,731.00	302,321,700	1.17
12	日本	株式	アズビル	電気機器	122,300	2,428.20	296,968,860	2,458.00	300,613,400	1.16
13	日本	株式	ニプロ	精密機器	204,500	1,510.89	308,978,122	1,467.00	300,001,500	1.16
14	日本	株式	トップパン・フォームズ	その他製品	311,200	1,123.59	349,661,318	964.00	299,996,800	1.16
15	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	154,100	2,144.00	330,390,877	1,941.50	299,185,150	1.16
16	日本	株式	大日本印刷	その他製品	115,900	2,231.73	258,657,845	2,578.00	298,790,200	1.16
17	日本	株式	マクセルホールディングス	電気機器	182,300	1,953.77	356,172,271	1,632.00	297,513,600	1.15
18	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	105,000	2,952.80	310,044,282	2,833.00	297,465,000	1.15
19	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	66,500	5,000.58	332,538,570	4,469.00	297,188,500	1.15
20	日本	株式	三菱電機	電気機器	212,900	1,519.25	323,448,325	1,394.00	296,782,600	1.15
21	日本	株式	三洋化成工業	化学	54,600	5,001.06	273,058,392	5,430.00	296,478,000	1.15
22	日本	株式	パーク 2 4	不動産業	110,600	2,834.42	313,487,552	2,674.00	295,744,400	1.15
23	日本	株式	A G C	ガラス・土石製品	76,600	4,229.84	324,005,744	3,860.00	295,676,000	1.15
24	日本	株式	コニカミノルタ	電気機器	273,500	934.71	255,643,588	1,080.00	295,380,000	1.14
25	日本	株式	昭和シェル石油	石油・石炭製品	176,500	1,456.59	257,088,782	1,670.00	294,755,000	1.14

26	日本	株式	住友倉庫	倉庫・運輸関連業	203,800	1,459.35	297,415,530	1,444.00	294,287,200	1.14
27	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	61,100	5,037.56	307,795,044	4,801.00	293,341,100	1.14
28	日本	株式	横浜ゴム	ゴム製品	129,100	2,421.25	312,583,375	2,271.00	293,186,100	1.14
29	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	34,900	7,481.38	261,100,345	8,391.00	292,845,900	1.13
30	日本	株式	因幡電機産業	卸売業	64,400	4,699.13	302,623,972	4,530.00	291,732,000	1.13

業種別投資比率

業種	投資比率(%)
水産・農林業	1.08
建設業	3.32
食料品	2.23
繊維製品	2.18
化学	6.54
医薬品	3.44
石油・石炭製品	2.07
ゴム製品	2.24
ガラス・土石製品	1.15
鉄鋼	1.16
非鉄金属	2.22
金属製品	2.18
機械	8.20
電気機器	10.18
輸送用機器	6.71
精密機器	1.16
その他製品	2.32
電気・ガス業	1.06
陸運業	2.25
空運業	1.12
倉庫・運輸関連業	1.14
情報・通信業	5.40
卸売業	7.58
小売業	3.22
銀行業	6.40
証券、商品先物取引業	2.10
保険業	3.30
不動産業	2.23
サービス業	4.55
合計(対純資産総額比)	98.73

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの
該当事項はありません。

<参考>

「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	3,942,847,169	23.12
株式	カナダ	15,564,509	0.09
株式	ドイツ	50,720,731	0.30
株式	イタリア	1,463,079,735	8.58
株式	フランス	1,649,281,817	9.67
株式	オランダ	200,211,138	1.17
株式	スペイン	519,925,968	3.05
株式	ベルギー	657,238,887	3.85
株式	イギリス	6,649,696,120	39.00
株式	オーストラリア	933,439,170	5.47
小計		16,082,005,244	94.31
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		969,450,486	5.69
合計(純資産総額)		17,051,455,730	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄(外国株式)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	330,844	2,546.38	842,457,457	2,997.29	991,637,067	5.82
2	オーストラリア	株式	SOUTH32 LTD	素材	2,978,494	299.70	892,659,023	313.39	933,439,170	5.47
3	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	138,203	5,615.27	776,047,921	5,902.71	815,773,446	4.78
4	アメリカ	株式	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	保険	164,142	5,566.54	913,703,303	4,819.51	791,085,471	4.64
5	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	138,036	5,103.34	704,445,483	5,719.78	789,536,008	4.63
6	イギリス	株式	WM MORRISON SUPERMARKETS	食品・生活必需品小売り	2,291,740	363.31	832,633,120	342.69	785,369,329	4.61
7	イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	399,677	2,061.03	823,749,786	1,919.34	767,116,844	4.50
8	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED PLC	銀行	833,196	1,065.69	887,931,979	889.14	740,834,807	4.34
9	イギリス	株式	CENTRICA PLC	公益事業	3,912,009	223.12	872,872,542	186.99	731,540,694	4.29
10	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	777,205	1,049.56	815,723,357	910.40	707,575,126	4.15
11	イギリス	株式	PEARSON PLC	メディア・娯楽	568,864	1,351.42	768,778,074	1,242.32	706,715,162	4.14
12	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	76,154	8,571.59	652,761,489	9,170.52	698,372,214	4.10
13	ベルギー	株式	AGEAS	保険	120,269	5,578.95	670,975,367	5,464.74	657,238,887	3.85
14	イギリス	株式	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	銀行	1,615,649	400.63	647,283,791	388.76	628,103,662	3.68

15	スペイン	株式	REPSOL SA	エネルギー	272,175	2,014.69	548,349,790	1,910.26	519,925,968	3.05
16	アメリカ	株式	OMNICOM GROUP	メディア・娯楽	60,279	8,182.56	493,236,771	8,352.94	503,507,220	2.95
17	イギリス	株式	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	保険	1,049,159	400.22	419,894,936	408.25	428,321,522	2.51
18	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	26,675	15,713.89	419,168,176	15,429.77	411,589,325	2.41
19	イギリス	株式	TESCO PLC	食品・生活必需品小売り	1,191,864	354.61	422,648,304	338.26	403,167,246	2.36
20	イタリア	株式	INTESA SANPAOLOA	銀行	1,335,767	301.93	403,318,541	268.76	359,001,854	2.11
21	イタリア	株式	UNICREDIT SPA	銀行	228,136	1,689.84	385,515,146	1,477.01	336,961,037	1.98
22	フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	58,908	7,390.54	435,362,199	5,573.17	328,304,770	1.93
23	フランス	株式	TELEVISION FRANCAISE (T.F.1)	メディア・娯楽	318,546	1,135.24	361,628,321	1,020.69	325,139,440	1.91
24	フランス	株式	COFACE SA	保険	295,633	1,202.93	355,626,417	1,006.19	297,465,393	1.74
25	アメリカ	株式	BUCKLE INC/THE	小売	113,199	2,562.15	290,032,938	2,088.79	236,449,030	1.39
26	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	29,456	7,219.32	212,652,356	7,140.02	210,316,665	1.23
27	オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	137,428	1,407.03	193,366,092	1,456.84	200,211,138	1.17
28	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	84,512	2,256.62	190,712,055	2,216.22	187,297,734	1.10
29	イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	740,375	259.36	192,029,568	246.42	182,449,019	1.07
30	イギリス	株式	WPP PLC	メディア・娯楽	127,455	1,810.36	230,739,862	1,229.33	156,684,752	0.92

業種別投資比率

業種	投資比率(%)
エネルギー	7.55
素材	11.29
自動車・自動車部品	0.30
メディア・娯楽	9.92
小売	1.39
食品・生活必需品小売り	6.97
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.19
銀行	22.16
各種金融	0.09
保険	12.75
ソフトウェア・サービス	2.41
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.21
公益事業	4.29
半導体・半導体製造装置	4.78
合計(対純資産総額比)	94.31

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません

<参考>

「しんきん国内債券マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	34,853,877,500	89.98
地方債証券	日本	1,661,529,000	4.29
特殊債券	日本	1,141,977,000	2.95
社債券	日本	908,280,000	2.34
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		168,472,625	0.43
合計(純資産総額)		38,734,136,125	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄(国内債券)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第52回利付国債(20年)	700,000,000	106.23	743,666,000	105.79	740,551,000	2.1	2021/9/21	1.91
2	日本	国債証券	第101回利付国債(20年)	600,000,000	122.03	732,180,000	122.50	735,006,000	2.4	2028/3/20	1.90
3	日本	国債証券	第61回利付国債(20年)	700,000,000	104.84	733,901,000	104.73	733,117,000	1	2023/3/20	1.89
4	日本	国債証券	第146回利付国債(20年)	600,000,000	120.09	720,568,000	121.56	729,360,000	1.7	2033/9/20	1.88
5	日本	国債証券	第62回利付国債(20年)	700,000,000	104.23	729,652,000	104.16	729,120,000	0.8	2023/6/20	1.88
6	日本	国債証券	第105回利付国債(20年)	600,000,000	119.86	719,184,000	120.58	723,516,000	2.1	2028/9/20	1.87
7	日本	国債証券	第317回利付国債(10年)	700,000,000	103.45	724,206,000	103.22	722,540,000	1.1	2021/9/20	1.87
8	日本	国債証券	第104回利付国債(20年)	600,000,000	119.49	716,994,000	120.15	720,918,000	2.1	2028/6/20	1.86
9	日本	国債証券	第318回利付国債(10年)	700,000,000	103.15	722,113,000	102.96	720,748,000	1	2021/9/20	1.86
10	日本	国債証券	第316回利付国債(10年)	700,000,000	103.21	722,506,000	102.90	720,314,000	1.1	2021/6/20	1.86
11	日本	国債証券	第314回利付国債(10年)	700,000,000	103.15	722,102,000	102.58	718,081,000	1.1	2021/3/20	1.85
12	日本	国債証券	第312回利付国債(10年)	700,000,000	102.72	719,089,000	102.45	717,171,000	1.2	2020/12/20	1.85
13	日本	国債証券	第99回利付国債(20年)	600,000,000	118.87	713,226,000	119.38	716,310,000	2.1	2027/12/20	1.85
14	日本	国債証券	第308回利付国債(10年)	700,000,000	102.31	716,216,000	101.90	713,349,000	1.3	2020/6/20	1.84
15	日本	国債証券	第309回利付国債(10年)	700,000,000	101.91	713,370,000	101.64	711,522,000	1.1	2020/6/20	1.84
16	日本	国債証券	第306回利付国債(10年)	700,000,000	101.98	713,888,000	101.64	711,501,000	1.4	2020/3/20	1.84
17	日本	国債証券	第307回利付国債(10年)	700,000,000	101.95	713,674,000	101.53	710,766,000	1.3	2020/3/20	1.83
18	日本	国債証券	第395回利付国債(2年)	700,000,000	100.47	703,353,000	100.44	703,136,000	0.1	2020/12/1	1.82
19	日本	国債証券	第25回利付国債(30年)	500,000,000	131.58	657,915,000	133.80	669,025,000	2.3	2036/12/20	1.73
20	日本	国債証券	第155回利付国債(20年)	600,000,000	109.55	657,310,000	111.46	668,796,000	1	2035/12/20	1.73
21	日本	国債証券	第160回利付国債(20年)	600,000,000	102.44	614,652,000	106.03	636,192,000	0.7	2037/3/20	1.64
22	日本	国債証券	第163回利付国債(20年)	600,000,000	101.27	607,656,000	103.95	623,712,000	0.6	2037/12/20	1.61
23	日本	国債証券	第323回利付国債(10年)	600,000,000	103.66	622,008,000	103.52	621,120,000	0.9	2022/6/20	1.60
24	日本	国債証券	第142回利付国債(20年)	500,000,000	120.73	603,690,000	122.31	611,580,000	1.8	2032/12/20	1.58
25	日本	国債証券	第350回利付国債(10年)	600,000,000	100.64	603,882,000	101.59	609,564,000	0.1	2028/3/20	1.57
26	日本	国債証券	第351回利付国債(10年)	600,000,000	100.49	602,970,000	101.49	608,982,000	0.1	2028/6/20	1.57
27	日本	国債証券	第352回利付国債(10年)	600,000,000	100.40	602,400,000	101.39	608,346,000	0.1	2028/9/20	1.57

28	日本	国債証券	第133回利付国債(20年)	500,000,000	120.31	601,570,000	121.41	607,085,000	1.8	2031/12/20	1.57
29	日本	国債証券	第55回利付国債(30年)	500,000,000	101.35	506,769,000	105.73	528,670,000	0.8	2047/6/20	1.36
30	日本	国債証券	第324回利付国債(10年)	500,000,000	103.30	516,530,000	103.18	515,940,000	0.8	2022/6/20	1.33

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	89.98
地方債証券	4.29
特殊債券	2.95
社債券	2.34
合計	99.57

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

<参考>

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ドイツ	2,123,005,700	19.77
国債証券	フランス	3,470,004,996	32.32
国債証券	オランダ	877,931,256	8.18
国債証券	スペイン	2,388,230,340	22.24
国債証券	ベルギー	1,173,142,621	10.93
国債証券	オーストリア	531,109,994	4.95
小計		10,563,424,907	98.38
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		173,665,209	1.62
合計(純資産総額)		10,737,090,116	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄(外国債券)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ベルギー	国債証券	BGB 5.000 03/28/35	3,200,000	19,751.99	632,063,952	19,733.08	631,458,720	5	2035/3/28	5.88
2	フランス	国債証券	FRTR 4.000 10/25/38	3,100,000	18,945.93	587,323,942	18,818.93	583,386,908	4	2038/10/25	5.43
3	フランス	国債証券	FRTR 5.750 10/25/32	2,700,000	20,649.75	557,543,502	20,567.80	555,330,622	5.75	2032/10/25	5.17
4	スペイン	国債証券	SPGB 3.800 04/30/24	3,500,000	14,797.29	517,905,218	14,844.57	519,560,149	3.8	2024/4/30	4.84
5	フランス	国債証券	FRTR 2.500 05/25/30	3,300,000	15,103.06	498,400,987	15,058.92	496,944,647	2.5	2030/5/25	4.63
6	スペイン	国債証券	SPGB 2.350 07/30/33	3,400,000	13,497.93	458,929,773	13,605.11	462,573,774	2.35	2033/7/30	4.31
7	フランス	国債証券	FRTR 0.500 05/25/25	3,200,000	12,962.68	414,805,838	12,941.87	414,140,083	0.5	2025/5/25	3.86
8	オランダ	国債証券	NETHER 2.500 01/15/33	2,500,000	15,991.99	399,799,868	15,884.81	397,120,455	2.5	2033/1/15	3.70
9	フランス	国債証券	FRTR 5.500 04/25/29	2,100,000	18,836.58	395,568,287	18,767.23	394,111,948	5.5	2029/4/25	3.67
10	ドイツ	国債証券	DBR 4.000 01/04/37	1,900,000	20,303.39	385,764,411	20,094.20	381,789,928	4	2037/1/4	3.56
11	フランス	国債証券	FRTR 2.250 05/25/24	2,600,000	14,180.08	368,682,116	14,140.36	367,649,439	2.25	2024/5/25	3.42
12	スペイン	国債証券	SPGB 0.750 07/30/21	2,600,000	12,885.76	335,029,956	12,883.87	334,980,781	0.75	2021/7/30	3.12
13	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/34	1,500,000	20,931.44	313,971,665	20,751.13	311,267,035	4.75	2034/7/4	2.90
14	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 07/30/30	2,200,000	13,225.58	290,962,762	13,326.45	293,181,946	1.95	2030/7/30	2.73

15	フランス	国債証券	FRTR 3.750 04/25/21	2,000,000	13,689.59	273,791,826	13,752.00	275,040,117	3.75	2021/4/25	2.56
16	ドイツ	国債証券	DBR 1.500 02/15/23	2,000,000	13,621.88	272,437,619	13,580.27	271,605,425	1.5	2023/2/15	2.53
17	オーストリア	国債証券	RAGB 2.400 05/23/34	1,700,000	15,452.32	262,689,602	15,313.63	260,331,719	2.4	2034/5/23	2.42
18	ドイツ	国債証券	DBR 2.250 09/04/21	1,900,000	13,526.80	257,009,373	13,489.61	256,302,639	2.25	2021/9/4	2.39
19	ドイツ	国債証券	DBR 0.500 02/15/26	1,900,000	13,234.02	251,446,535	13,185.60	250,526,582	0.5	2026/2/15	2.33
20	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 04/30/26	1,800,000	13,584.93	244,528,859	13,644.19	245,595,580	1.95	2026/4/30	2.29
21	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/28	1,200,000	18,230.84	218,770,185	18,120.26	217,443,214	4.75	2028/7/4	2.03
22	スペイン	国債証券	SPGB 2.150 10/31/25	1,500,000	13,751.37	206,270,631	13,814.42	207,216,306	2.15	2025/10/31	1.93
23	スペイン	国債証券	SPGB 1.400 04/30/28	1,600,000	12,853.61	205,657,833	12,931.79	206,908,646	1.4	2028/4/30	1.93
24	フランス	国債証券	FRTR 4.250 10/25/23	1,200,000	15,261.93	183,143,203	15,213.38	182,560,667	4.25	2023/10/25	1.70
25	ドイツ	国債証券	DBR 1.750 07/04/22	1,300,000	13,592.12	176,697,608	13,555.68	176,223,888	1.75	2022/7/4	1.64
26	ベルギー	国債証券	BGB 0.800 06/22/25	1,200,000	13,107.05	157,284,666	13,096.96	157,163,620	0.8	2025/6/22	1.46
27	ベルギー	国債証券	BGB 0.800 06/22/27	1,200,000	12,931.79	155,181,484	12,946.92	155,363,054	0.8	2027/6/22	1.45
28	ドイツ	国債証券	DBR 0.250 02/15/29	1,200,000	12,797.63	153,571,568	12,721.97	152,663,720	0.25	2029/2/15	1.42
29	オランダ	国債証券	NETHER 0.250 07/15/25	1,100,000	12,903.42	141,937,622	12,856.76	141,424,435	0.25	2025/7/15	1.32
30	オランダ	国債証券	NETHER 1.750 07/15/23	1,000,000	13,792.35	137,923,547	13,741.28	137,412,882	1.75	2023/7/15	1.28

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.38
合計	98.38

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考>

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	10,319,396,770	95.92
特殊債券	国際機関	371,314,717	3.45
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		68,096,059	0.63
合計(純資産総額)		10,758,807,546	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄(外国債券)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 11/15/20	5,000,000	11,106.92	555,346,100	11,100.85	555,042,937	2.625	2020/11/15	5.16
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.750 05/15/22	4,800,000	10,842.73	520,451,497	10,836.67	520,160,466	1.75	2022/5/15	4.83
3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.125 08/15/21	4,500,000	10,991.72	494,627,449	10,988.25	494,471,538	2.125	2021/8/15	4.60
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.750 02/15/24	4,400,000	11,230.78	494,154,519	11,209.13	493,201,732	2.75	2024/2/15	4.58
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.750 11/15/23	4,400,000	11,226.45	493,963,964	11,206.53	493,087,396	2.75	2023/11/15	4.58
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 08/15/20	4,000,000	11,103.45	444,138,293	11,098.26	443,930,412	2.625	2020/8/15	4.13
7	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.750 02/15/37	3,000,000	14,179.23	425,377,008	14,090.88	422,726,522	4.75	2037/2/15	3.93
8	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 02/15/22	3,800,000	10,940.61	415,743,445	10,936.28	415,578,871	2	2022/2/15	3.86
9	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 02/15/42	3,500,000	11,408.34	399,292,243	11,277.55	394,714,523	3.125	2042/2/15	3.67
10	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 02/15/23	3,400,000	10,891.24	370,302,335	10,880.85	369,948,937	2	2023/2/15	3.44
11	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 02/15/44	3,000,000	12,352.47	370,574,315	12,190.50	365,715,089	3.625	2044/2/15	3.40
12	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,500,000	10,396.66	363,883,137	10,373.27	363,064,603	1.625	2026/5/15	3.37
13	アメリカ	国債証券	T-BOND 5.250 02/15/29	2,600,000	13,586.77	353,256,073	13,539.13	352,017,448	5.25	2029/2/15	3.27
14	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.500 05/15/46	3,500,000	10,062.31	352,181,155	9,915.93	347,057,747	2.5	2046/5/15	3.23
15	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.750 05/15/23	3,200,000	10,764.78	344,473,090	10,753.52	344,112,764	1.75	2023/5/15	3.20
16	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 06/30/23	3,200,000	10,584.62	338,707,850	10,576.82	338,458,394	1.375	2023/6/30	3.15

17	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.500 05/15/20	3,000,000	11,219.52	336,585,731	11,213.46	336,403,833	3.5	2020/5/15	3.13
18	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 08/15/22	3,000,000	10,778.64	323,359,285	10,770.84	323,125,420	1.625	2022/8/15	3.00
19	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.375 08/15/24	2,700,000	11,015.10	297,407,910	10,994.31	296,846,631	2.375	2024/8/15	2.76
20	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.625 02/15/21	2,500,000	11,332.99	283,324,820	11,321.73	283,043,316	3.625	2021/2/15	2.63
21	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.875 04/30/22	2,300,000	10,886.04	250,379,107	10,883.44	250,319,341	1.875	2022/4/30	2.33
22	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 05/15/48	2,200,000	11,354.64	249,802,238	11,198.73	246,372,197	3.125	2048/5/15	2.29
23	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 02/15/26	2,300,000	10,422.64	239,720,862	10,398.39	239,163,047	1.625	2026/2/15	2.22
24	アメリカ	国債証券	T-BOND 8.125 05/15/21	1,900,000	12,455.55	236,655,479	12,413.10	235,849,074	8.125	2021/5/15	2.19
25	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.000 08/15/25	2,200,000	10,724.94	235,948,684	10,701.55	235,434,178	2	2025/8/15	2.19
26	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.625 02/15/29	2,000,000	11,061.88	221,237,621	11,020.30	220,406,096	2.625	2029/2/15	2.05
27	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.500 04/15/20	2,000,000	10,952.74	219,054,869	10,961.40	219,228,103	1.5	2020/4/15	2.04
28	国際機関	特殊債券	IADB 2.125 01/15/25	2,000,000	10,724.45	214,489,102	10,741.08	214,821,712	2.125	2025/1/15	2.00
29	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.750 02/15/28	1,700,000	11,190.60	190,240,361	11,148.49	189,524,469	2.75	2028/2/15	1.76
30	国際機関	特殊債券	IBRD 1.875 10/27/26	1,500,000	10,436.19	156,542,896	10,432.86	156,493,005	1.875	2026/10/27	1.45

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	95.92
特殊債券	3.45
合計	99.37

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考>

「しんきん高格付外国債券マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券		カナダ	308,285,585	18.40
国債証券		イギリス	405,421,430	24.20
国債証券		ノルウェー	408,340,216	24.38
国債証券		オーストラリア	393,402,629	23.48
小計			1,515,449,860	90.47
特殊債券		カナダ	85,750,857	5.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			73,955,122	4.41
合計(純資産総額)			1,675,155,839	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位銘柄(外国債券)

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ノルウェー	国債 証券	NGB 3.000 03/14/24	29,200,000	1,401.35	409,194,420	1,398.42	408,340,216	3	2024/3/14	24.38
2	カナダ	国債 証券	CAN 2.250 06/01/25	2,700,000	8,441.96	227,932,929	8,628.70	232,975,088	2.25	2025/6/1	13.91
3	オーストラリア	国債 証券	ACGB 5.500 04/21/23	2,300,000	9,048.72	208,120,721	9,143.93	210,310,505	5.5	2023/4/21	12.55
4	オーストラリア	国債 証券	ACGB 2.750 04/21/24	2,200,000	8,146.82	179,230,249	8,322.36	183,092,124	2.75	2024/4/21	10.93
5	イギリス	国債 証券	UKT 5.000 03/07/25	1,000,000	18,361.75	183,617,539	18,191.21	181,912,182	5	2025/3/7	10.86
6	イギリス	国債 証券	UKT 2.250 09/07/23	750,000	15,584.19	116,881,438	15,614.72	117,110,443	2.25	2023/9/7	6.99
7	イギリス	国債 証券	UKT 1.500 07/22/26	700,000	14,947.49	104,632,468	15,199.82	106,398,805	1.5	2026/7/22	6.35
8	カナダ	特殊 債券	CANHOU 2.550 12/15/23	1,000,000	8,455.44	84,554,498	8,575.08	85,750,857	2.55	2023/12/15	5.12
9	カナダ	国債 証券	CAN 1.500 06/01/23	800,000	8,149.19	65,193,550	8,324.09	66,592,759	1.5	2023/6/1	3.98
10	カナダ	国債 証券	CAN 2.500 06/01/24	100,000	8,569.26	8,569,268	8,717.73	8,717,738	2.5	2024/6/1	0.52

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	90.47
特殊債券	5.12
合計	95.59

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考>

「しんきんJリートマザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	2,570,131,900	98.27
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		45,136,268	1.73
合計(純資産総額)		2,615,268,168	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄(国内不動産投資信託)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	344	646,535	222,408,339	725,000	249,400,000	9.54
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	289	577,265	166,829,746	645,000	186,405,000	7.13
3	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	573	209,081	119,803,421	224,400	128,581,200	4.92
4	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	711	171,708	122,084,526	172,600	122,718,600	4.69
5	日本	投資証券	野村不動産マスタートファンド投資法人	786	153,915	120,977,333	152,600	119,943,600	4.59
6	日本	投資証券	G L P 投資法人	803	116,596	93,627,280	116,300	93,388,900	3.57
7	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	366	258,959	94,779,309	248,400	90,914,400	3.48
8	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	496	175,075	86,837,393	182,600	90,569,600	3.46
9	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	375	229,749	86,156,163	236,800	88,800,000	3.40
10	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	114	681,881	77,734,537	743,000	84,702,000	3.24
11	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	181	415,672	75,236,679	437,000	79,097,000	3.02
12	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	908	81,715	74,197,813	85,900	77,997,200	2.98
13	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	861	71,315	61,402,792	76,700	66,038,700	2.53
14	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	88	699,861	61,587,771	743,000	65,384,000	2.50
15	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	1,247	48,576	60,575,416	50,700	63,222,900	2.42
16	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	202	293,618	59,311,033	310,000	62,620,000	2.39
17	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	108	507,977	54,861,616	554,000	59,832,000	2.29
18	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	120	487,197	58,463,672	464,500	55,740,000	2.13
19	日本	投資証券	日本リート投資法人	132	345,565	45,614,618	412,500	54,450,000	2.08
20	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	305	170,174	51,903,081	176,900	53,954,500	2.06
21	日本	投資証券	いちごオフィスリート投資法人	474	90,683	42,984,204	103,000	48,822,000	1.87
22	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	321	140,346	45,051,329	142,100	45,614,100	1.74
23	日本	投資証券	M C U B S M i d C i t y 投資法人	457	88,235	40,323,568	98,000	44,786,000	1.71
24	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	155	274,139	42,491,597	287,800	44,609,000	1.71

25	日本	投資証券	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	2,430	15,651	38,032,683	16,070	39,050,100	1.49
26	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	325	117,475	38,179,612	118,500	38,512,500	1.47
27	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	245	145,778	35,715,791	153,900	37,705,500	1.44
28	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	330	109,626	36,176,808	105,700	34,881,000	1.33
29	日本	投資証券	プレミア投資法人	262	113,141	29,643,018	132,700	34,767,400	1.33
30	日本	投資証券	平和不動産リート投資法人	265	115,128	30,509,055	123,200	32,648,000	1.25

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.27
合計	98.27

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考>

「しんきんグローバルリートマザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アメリカ	1,884,217,873	72.12
投資証券	カナダ	49,870,052	1.91
投資証券	ドイツ	7,379,108	0.28
投資証券	イタリア	2,625,588	0.10
投資証券	フランス	108,129,584	4.14
投資証券	オランダ	8,447,227	0.32
投資証券	スペイン	17,930,049	0.69
投資証券	ベルギー	21,976,339	0.84
投資証券	アイルランド	6,183,297	0.24
投資証券	イギリス	142,844,308	5.47
投資証券	オーストラリア	177,226,166	6.78
投資証券	ニュージーランド	11,802,888	0.45
投資証券	香港	62,497,555	2.39
投資証券	シンガポール	98,873,227	3.78
投資証券	韓国	348,293	0.01
投資証券	イスラエル	1,803,483	0.07
小計		2,602,155,037	99.60
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		10,390,806	0.40
合計(純資産総額)		2,612,545,843	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄(外国不動産投資信託)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	6,237	18,609.10	116,064,977	20,094.07	125,326,769	4.80
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	12,695	7,226.15	91,736,060	7,778.63	98,749,825	3.78
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	3,024	23,803.01	71,980,321	23,239.46	70,276,129	2.69
4	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	7,580	6,664.41	50,516,269	8,264.24	62,643,013	2.40
5	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	7,415	7,162.20	53,107,728	8,130.09	60,284,670	2.31
6	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	2,788	18,788.16	52,381,401	21,538.71	60,049,937	2.30
7	香港	投資証券	LINK REIT	43,000	1,051.83	45,229,000	1,258.98	54,136,269	2.07
8	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	4,163	12,330.21	51,330,667	12,655.81	52,686,139	2.02
9	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	2,772	23,324.12	64,654,483	18,126.69	50,247,208	1.92
10	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	7,178	6,171.02	44,295,611	6,999.22	50,240,423	1.92
11	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	3,110	13,614.83	42,342,140	14,679.18	45,652,275	1.75
12	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	5,958	6,097.78	36,330,606	7,631.18	45,466,583	1.74
13	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,334	26,640.02	35,537,792	31,025.86	41,388,498	1.58
14	アメリカ	投資証券	HCP INC	9,618	2,758.44	26,530,730	3,412.57	32,822,181	1.26

15	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	32,255	761.66	24,567,472	1,017.13	32,807,812	1.26
16	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	107,208	327.67	35,129,296	304.66	32,662,590	1.25
17	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	2,165	13,842.11	29,968,189	14,961.90	32,392,528	1.24
18	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	14,955	2,349.33	35,134,310	2,161.96	32,332,187	1.24
19	アメリカ	投資証券	UDR INC	5,542	4,184.23	23,189,024	4,919.30	27,262,771	1.04
20	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	2,547	10,667.91	27,171,171	10,461.69	26,645,933	1.02
21	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	3,241	7,451.57	24,150,547	8,150.05	26,414,324	1.01
22	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	2,290	10,764.36	24,650,403	11,441.78	26,201,685	1.00
23	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	3,490	7,978.20	27,843,936	7,414.98	25,878,300	0.99
24	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	3,414	6,738.67	23,005,849	7,216.52	24,637,228	0.94
25	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	7,215	3,152.03	22,741,926	3,295.05	23,773,832	0.91
26	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	5,765	3,850.51	22,198,219	3,880.44	22,370,794	0.86
27	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	1,487	13,519.48	20,103,478	14,759.01	21,946,654	0.84
28	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	1,747	10,789.48	18,849,236	12,559.35	21,941,191	0.84
29	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	1,813	10,261.18	18,603,523	11,927.39	21,624,366	0.83
30	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	1,873	10,069.21	18,859,636	10,823.12	20,271,721	0.78

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.60
合計	99.60

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考>

「しんきん短期国内債券マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	31,845,000,348	41.28
特殊債券	日本	36,968,370,160	47.92
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		8,326,889,260	10.79
合計(純資産総額)		77,140,259,768	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄(国内公社債)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	特殊債券	第7回政府保証原子力損害賠償・廃炉等支援機構債	14,240,000,000	100.05	14,247,402,800	100.00	14,241,281,600	0.001	2019/6/21	18.46
2	日本	特殊債券	第34回政府保証銀行等保有株式取得機構債	5,100,000,000	100.09	5,104,764,000	100.02	5,101,377,000	0.1	2019/5/17	6.61
3	日本	特殊債券	第9回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	3,200,000,000	100.07	3,202,474,000	100.05	3,201,696,000	0.32	2019/4/25	4.15
4	日本	地方債証券	平成26年度第2回大阪市公募公債(5年)	2,100,000,000	100.13	2,102,936,000	100.04	2,100,882,000	0.214	2019/5/27	2.72
5	日本	特殊債券	第210回政府保証預金保険機構債	2,000,000,000	100.12	2,002,400,000	100.04	2,000,900,000	0.1	2019/7/5	2.59
6	日本	特殊債券	第25回政府保証中日本高速道路債券	1,530,000,000	100.86	1,543,163,100	100.44	1,536,793,200	1.5	2019/6/14	1.99
7	日本	地方債証券	第75回共同発行市場公募地方債	1,300,000,000	100.73	1,309,580,000	100.51	1,306,682,000	1.64	2019/6/25	1.69
8	日本	地方債証券	第41回横浜市公募公債(5年)	1,300,000,000	100.10	1,301,391,000	100.05	1,300,767,000	0.101	2020/1/24	1.69
9	日本	地方債証券	第20回名古屋市公募公債(5年)	1,300,000,000	100.14	1,301,872,000	100.04	1,300,520,000	0.209	2019/5/27	1.69
10	日本	地方債証券	第671回東京都公募公債	1,200,000,000	100.62	1,207,531,000	100.42	1,205,100,000	1.42	2019/6/20	1.56
11	日本	特殊債券	第6回政府保証地方公共団体金融機構債券	1,183,000,000	101.34	1,198,965,310	101.03	1,195,184,900	1.4	2019/11/18	1.55
12	日本	地方債証券	第21回名古屋市公募公債(5年)	1,100,000,000	100.10	1,101,177,000	100.06	1,100,682,000	0.112	2019/12/20	1.43
13	日本	地方債証券	平成26年度第7回札幌市公募公債(5年)	1,100,000,000	100.09	1,101,078,000	100.05	1,100,572,000	0.1	2019/12/20	1.43
14	日本	特殊債券	第98回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,051,000,000	101.34	1,065,135,950	101.22	1,063,895,770	1.3	2020/1/31	1.38

15	日本	特殊債券	第21回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	900,000,000	100.25	902,252,000	100.19	901,728,000	0.228	2019/11/27	1.17
16	日本	地方債証券	平成26年度第8回大阪市公募公債(5年)	900,000,000	100.10	900,972,000	100.06	900,540,000	0.101	2020/1/30	1.17
17	日本	地方債証券	平成26年度第3回京都市公募公債	854,500,000	100.18	856,038,100	100.08	855,226,325	0.184	2019/9/26	1.11
18	日本	地方債証券	平成26年度第7回福岡市公募公債(5年)	850,000,000	100.10	850,858,500	100.05	850,433,500	0.102	2019/12/26	1.10
19	日本	地方債証券	第9回3号宮城県公募公債(5年)	834,000,000	100.10	834,875,700	100.01	834,100,080	0.2	2019/3/28	1.08
20	日本	特殊債券	第95回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	800,000,000	101.10	808,808,000	101.01	808,136,000	1.2	2019/12/27	1.05
21	日本	地方債証券	平成26年度第1回神戸市公募公債(5年)	800,000,000	100.13	801,040,000	100.02	800,176,000	0.219	2019/4/15	1.04
22	日本	特殊債券	第78回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	707,000,000	100.96	713,825,470	100.23	708,682,660	1.4	2019/4/30	0.92
23	日本	地方債証券	第670回東京都公募公債	700,000,000	100.48	703,413,000	100.47	703,304,000	1.58	2019/6/20	0.91
24	日本	特殊債券	第7回政府保証地方公営企業等金融機関債券	702,000,000	100.96	708,760,260	100.18	703,263,600	1.4	2019/4/15	0.91
25	日本	特殊債券	第55回政府保証関西国際空港債券	700,000,000	100.47	703,357,000	100.09	700,637,000	1.3	2019/3/25	0.91
26	日本	地方債証券	第668回東京都公募公債	650,000,000	100.78	655,084,500	100.08	650,533,000	1.54	2019/3/20	0.84
27	日本	地方債証券	第78回共同発行市場公募地方債	600,000,000	100.92	605,541,000	100.77	604,632,000	1.39	2019/9/25	0.78
28	日本	特殊債券	第77回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	601,000,000	100.61	604,682,970	100.06	601,414,690	1.3	2019/3/19	0.78
29	日本	地方債証券	第4回東京都公募公債(7年)	600,000,000	100.28	601,728,000	100.02	600,150,000	0.51	2019/3/20	0.78
30	日本	特殊債券	第82回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	557,000,000	101.20	563,714,370	100.50	559,796,140	1.5	2019/6/28	0.73

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	41.28
特殊債券	47.92
合計	89.21

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

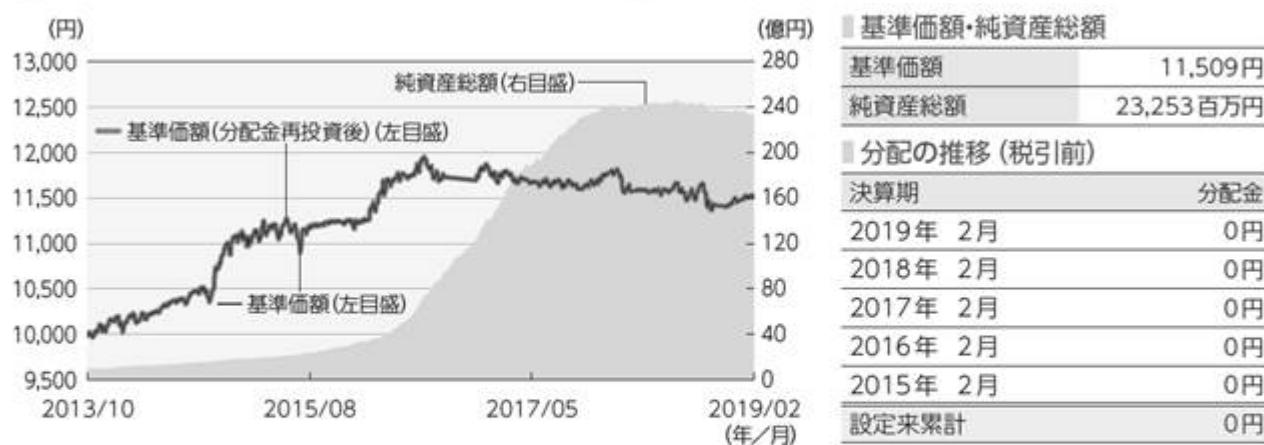
該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

データは2019年2月28日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移

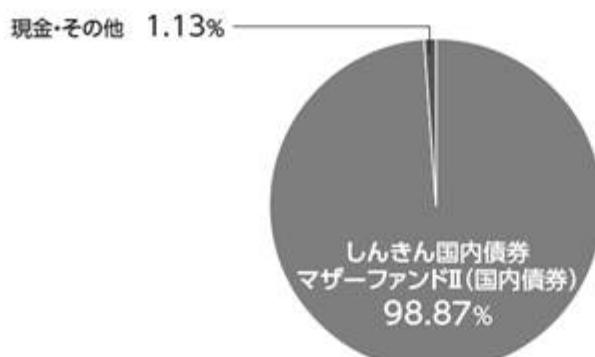


※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

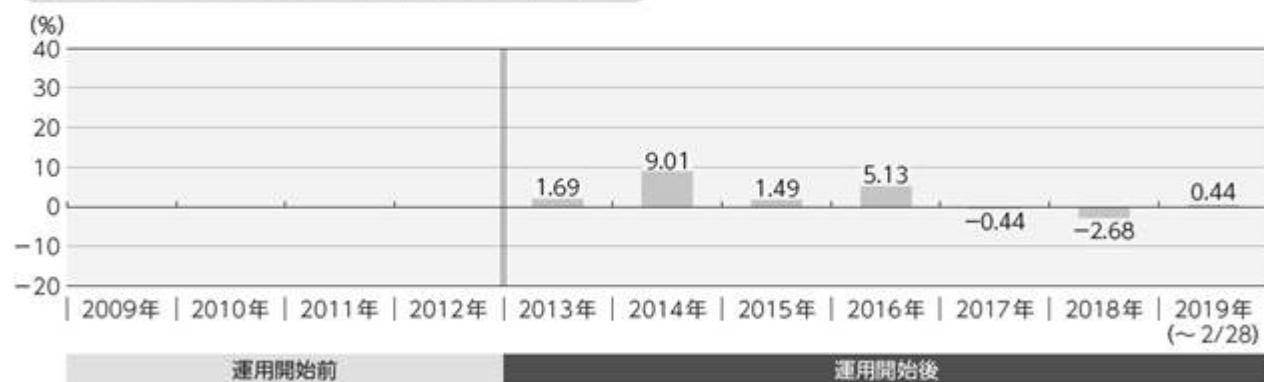
主要な資産の状況

資産別投資比率



※投資比率は、しんきん世界アロケーションファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移 (期間:2009年～2019年)



※当ファンドはベンチマークを設定していないため、設定日以前の収益率の推移は表示していません。

※2013年は10月25日(設定日)から同年最終営業日までの当ファンドの実績収益率を表示しています。

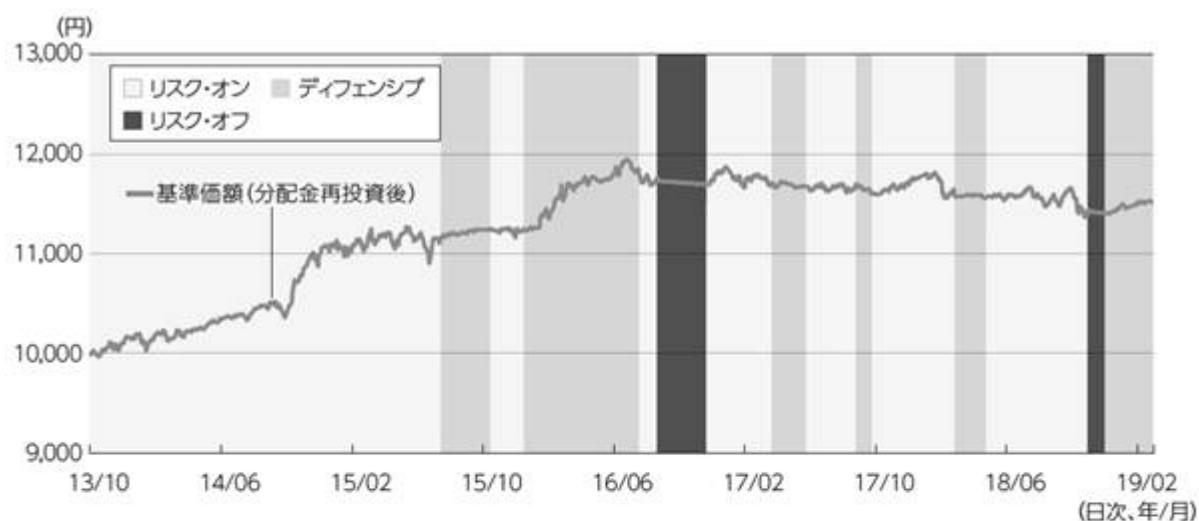
※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

追加的記載事項

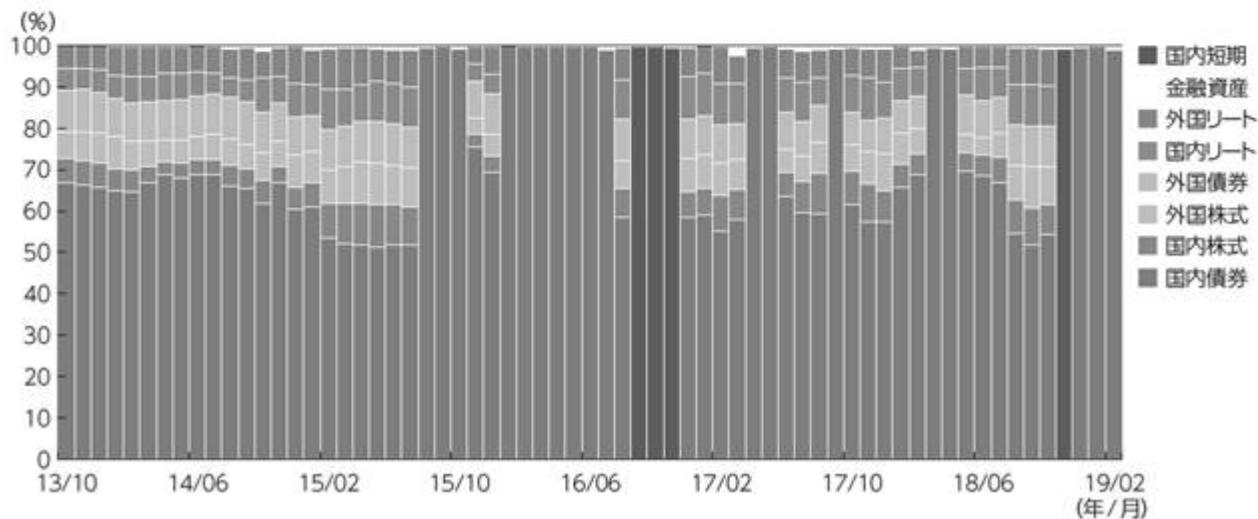
データは2019年2月28日現在です。

■ 基準価額と資産別配分(アロケーション)の変遷



*上記の「リスク・オン(6つの資産に分散投資)」、「ディフェンシブ(国内債券中心)」および「リスク・オフ(国内短期金融資産中心)」は、当ファンドの運用のイメージを説明するための表現であり、具体的な投資戦略・運用方針を意味するものではありません。

■ 設定来の資産別投資比率の推移(2013年10月～2019年2月まで。各月末基準)



*各月末時点におけるマザーファンドの組入割合。(外国債券は3ファンドの合計)

当ファンドが投資対象とするマザーファンドの状況は以下のとおりです。

※一部のマザーファンドの投資比率をゼロとする場合があります。

■各マザーファンドの組入上位10銘柄

※投資比率は各マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

	国内株式			外国株式			
	しんきん好配当利回り株マザーファンド			しんきん世界好配当利回り株マザーファンド			
	銘柄名	業種	投資比率	銘柄名	国・地域	業種	投資比率
1	アマダホールディングス	機械	1.25%	ANGLO AMERICAN PLC	イギリス	素材	5.82%
2	太陽ホールディングス	化学	1.24%	SOUTH32 LTD	オーストラリア	素材	5.47%
3	スター精密	機械	1.22%	INTEL CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.78%
4	マックス	機械	1.21%	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	アメリカ	保険	4.64%
5	三菱重工業	機械	1.20%	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.63%
6	SUBARU	輸送用機器	1.20%	WM MORRISON SUPERMARKETS	イギリス	食品・生活必需品小売	4.61%
7	メイテック	サービス業	1.19%	ENI SPA	イタリア	エネルギー	4.50%
8	アステラス製薬	医薬品	1.19%	STANDARD CHARTERED PLC	イギリス	銀行	4.34%
9	アイシン精機	輸送用機器	1.18%	CENTRICA PLC	イギリス	公益事業	4.29%
10	ユー・エス・エス	サービス業	1.17%	HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	銀行	4.15%

	国内債券				外国債券			
	しんきん国内債券マザーファンドⅡ				しんきん欧州ソブリン債マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	第52回利付国債(20年)	2.1%	2021/09/21	1.91%	ベルギー国債	5.00%	2035/03/28	5.88%
2	第101回利付国債(20年)	2.4%	2028/03/20	1.90%	フランス国債	4.00%	2038/10/25	5.43%
3	第61回利付国債(20年)	1.0%	2023/03/20	1.89%	フランス国債	5.75%	2032/10/25	5.17%
4	第146回利付国債(20年)	1.7%	2033/09/20	1.88%	スペイン国債	3.80%	2024/04/30	4.84%
5	第62回利付国債(20年)	0.8%	2023/06/20	1.88%	フランス国債	2.50%	2030/05/25	4.63%
6	第105回利付国債(20年)	2.1%	2028/09/20	1.87%	スペイン国債	2.35%	2033/07/30	4.31%
7	第317回利付国債(10年)	1.1%	2021/09/20	1.87%	フランス国債	0.50%	2025/05/25	3.86%
8	第104回利付国債(20年)	2.1%	2028/06/20	1.86%	オランダ国債	2.50%	2033/01/15	3.70%
9	第318回利付国債(10年)	1.0%	2021/09/20	1.86%	フランス国債	5.50%	2029/04/25	3.67%
10	第316回利付国債(10年)	1.1%	2021/06/20	1.86%	ドイツ国債	4.00%	2037/01/04	3.56%

	外国債券							
	しんきん米国ソブリン債マザーファンド				しんきん高格付外国債券マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	アメリカ国債	2.625%	2020/11/15	5.16%	ノルウェー国債	3.00%	2024/03/14	24.38%
2	アメリカ国債	1.750%	2022/05/15	4.83%	カナダ国債	2.25%	2025/06/01	13.91%
3	アメリカ国債	2.125%	2021/08/15	4.60%	オーストラリア国債	5.50%	2023/04/21	12.55%
4	アメリカ国債	2.750%	2024/02/15	4.58%	オーストラリア国債	2.75%	2024/04/21	10.93%
5	アメリカ国債	2.750%	2023/11/15	4.58%	イギリス国債	5.00%	2025/03/07	10.86%
6	アメリカ国債	2.625%	2020/08/15	4.13%	イギリス国債	2.25%	2023/09/07	6.99%
7	アメリカ国債	4.750%	2037/02/15	3.93%	イギリス国債	1.50%	2026/07/22	6.35%
8	アメリカ国債	2.000%	2022/02/15	3.86%	カナダ政府機関債	2.55%	2023/12/15	5.12%
9	アメリカ国債	3.125%	2042/02/15	3.67%	カナダ国債	1.50%	2023/06/01	3.98%
10	アメリカ国債	2.000%	2023/02/15	3.44%	カナダ国債	2.50%	2024/06/01	0.52%

	国内不動産投資信託			外国不動産投資信託		
	しんきんJリートマザーファンドⅡ			しんきんグローバルリートマザーファンド		
	銘柄名	投資比率	銘柄名	国・地域	投資比率	
1	日本ビルファンド投資法人	9.54%	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	4.80%	
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	7.13%	PROLOGIS INC	アメリカ	3.78%	
3	日本リテールファンド投資法人	4.92%	PUBLIC STORAGE	アメリカ	2.69%	
4	ユナイテッド・アーバン投資法人	4.69%	WELLTOWER INC	アメリカ	2.40%	
5	野村不動産マスターファンド投資法人	4.59%	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	2.31%	
6	GLP投資法人	3.57%	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	2.30%	
7	大和ハウスリート投資法人	3.48%	LINK REIT	香港	2.07%	
8	オリックス不動産投資法人	3.46%	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	2.02%	
9	日本プロロジスリート投資法人	3.40%	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	フランス	1.92%	
10	ケネディクス・オフィス投資法人	3.24%	VENTAS INC	アメリカ	1.92%	

	国内短期金融資産				
	しんきん短期国内債券マザーファンド				
	銘柄名	利率	満期日	投資比率	
1	第7回政府保証原子力損害賠償・廃炉等支援機構債	0.001%	2019/06/21	18.46%	
2	第34回政府保証銀行等保有株式取得機構債	0.100%	2019/05/17	6.61%	
3	第9回政府保証地方公共団体金融機関債券(6年)	0.320%	2019/04/25	4.15%	
4	平成26年度第2回大阪市公募公債(5年)	0.214%	2019/05/27	2.72%	
5	第210回政府保証預金保険機構債	0.100%	2019/07/05	2.59%	
6	第25回政府保証中日本高速道路債券	1.500%	2019/06/14	1.99%	
7	第75回共同発行市場公募地方債	1.640%	2019/06/25	1.69%	
8	第41回横浜市公募公債(5年)	0.101%	2020/01/24	1.69%	
9	第20回名古屋市公募公債(5年)	0.209%	2019/05/27	1.69%	
10	第671回東京都公募公債	1.420%	2019/06/20	1.56%	

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.62%（税抜1.5%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。（消費税率が10%になった場合は、上記手数料率の上限が1.65%となります。）収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を結んだ取得申込者においては、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することができます。取得申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話・P H S からは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <http://www.skam.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

- (2) 各営業日の午後3時までに受け付けた換金（解約）の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の換金（解約）の申込みを受け付けません。
- (4) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (6) 解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報」の「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、(5)の規定に準じて算定した価額とします。
- (9) 解約代金の支払いは、原則として、上記解約請求日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (10) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (11) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- （注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従つて時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することができます。）

- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。ほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

- ・「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんJリートマザーファンド」、「しんきんグローバルリートマザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産の円換算については、原則として、我が国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は2028年2月14日までとします。ただし、後記「(5)その他」の「ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年2月15日から翌年2月14日までとします。

ただし、第1計算期間は、2013年10月25日から2014年2月14日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が3億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 4) 2) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 2) から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 6) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容ならびにその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款に係る知りている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知りている受益者が議決権を使用しないときは、当該知りている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2) から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、隨時変更される場合があります。

投資顧問会社との契約更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される運用一任契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも3か月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。契約の変更等を行った場合には、運用報告書、有価証券報告書等においてお知らせします。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、毎計算期間の末日（原則2月14日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日ににおいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をすると引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、前記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成30年2月15日から平成31年2月14日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきん世界アロケーションファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成30年2月14日現在)	当期 (平成31年2月14日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	439,973,288	336,227,332
親投資信託受益証券	23,387,011,123	23,122,541,799
未収入金	-	100,000,000
流動資産合計	<u>23,826,984,411</u>	23,558,769,131
資産合計	<u>23,826,984,411</u>	23,558,769,131
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,753,121	72,497,152
未払受託者報酬	6,334,126	6,489,673
未払委託者報酬	126,682,469	129,793,465
未払利息	1,072	829
その他未払費用	1,052	14,042
流動負債合計	<u>143,771,840</u>	208,795,161
負債合計	<u>143,771,840</u>	208,795,161
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 20,495,872,020	1, 2 20,295,124,480
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,187,340,551	3,054,849,490
(分配準備積立金)	264,660,928	265,398,950
元本等合計	<u>23,683,212,571</u>	23,349,973,970
純資産合計	<u>23,683,212,571</u>	23,349,973,970
負債純資産合計	<u>23,826,984,411</u>	23,558,769,131

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成29年2月15日 至 平成30年2月14日)	当期 (自 平成30年2月15日 至 平成31年2月14日)
営業収益		
有価証券売買等損益	111,477,108	153,493,275
営業収益合計	111,477,108	153,493,275
営業費用		
支払利息	203,060	193,305
受託者報酬	11,387,296	12,978,120
委託者報酬	1 227,745,778	1 259,562,277
その他費用	12,961	78,281
営業費用合計	239,349,095	272,811,983
営業利益又は営業損失（）	350,826,203	119,318,708
経常利益又は経常損失（）	350,826,203	119,318,708
当期純利益又は当期純損失（）	350,826,203	119,318,708
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（）	18,112,088	11,920,194
期首剰余金又は期首次損金（）	2,286,178,767	3,187,340,551
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,837,996,849	543,760,421
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,837,996,849	543,760,421
剰余金減少額又は欠損金増加額	604,120,950	568,852,968
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	604,120,950	568,852,968
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金（）	3,187,340,551	3,054,849,490

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成30年2月14日現在)	当期 (平成31年2月14日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 13,170,823,069円 期中追加設定元本額 10,877,047,524円 期中一部解約元本額 3,551,998,573円	期首元本額 20,495,872,020円 期中追加設定元本額 3,504,611,370円 期中一部解約元本額 3,705,358,910円
2 計算期間末日における受益権の総数	20,495,872,020口	20,295,124,480口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成29年2月15日 至 平成30年2月14日)	当期 (自 平成30年2月15日 至 平成31年2月14日)
1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部分に対して、年率0.5%以下を乗じた金額を委託者報酬の中から支弁しております。 「しんきんグローバルリートマザーファンド」の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部分に対して、年率0.5%以下を乗じた金額を委託者報酬の中から支弁しております。	1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2 分配金の計算過程	2 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 27,955,974円	A 費用控除後の配当等収益額 35,932,093円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C 収益調整金額 2,922,679,623円	C 収益調整金額 2,789,450,540円
D 分配準備積立金額 236,704,954円	D 分配準備積立金額 229,466,857円
E 当ファンドの分配対象収益額 3,187,340,551円	E 当ファンドの分配対象収益額 3,054,849,490円
F 当ファンドの期末残存口数 20,495,872,020口	F 当ファンドの期末残存口数 20,295,124,480口
G 10,000口当たり収益分配対象額 1,555円	G 10,000口当たり収益分配対象額 1,505円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 平成29年2月15日 至 平成30年2月14日)	当期 (自 平成30年2月15日 至 平成31年2月14日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としてあります。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成30年2月14日現在)	当期 (平成31年2月14日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (平成30年2月14日現在)	当期 (平成31年2月14日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	115,150,010円	248,742,494円
合計	115,150,010円	248,742,494円

(デリバティブ取引等に関する注記)

	前期 (平成30年2月14日現在)	当期 (平成31年2月14日現在)
該当事項はありません。		同左

(関連当事者との取引に関する注記)

	前期 (自 平成29年2月15日 至 平成30年2月14日)	当期 (自 平成30年2月15日 至 平成31年2月14日)
該当事項はありません。		同左

(1口当たり情報)

	前期 (平成30年2月14日現在)	当期 (平成31年2月14日現在)
1口当たり純資産額 1.1555円 (1万口当たり純資産額 11,555円)		1口当たり純資産額 1.1505円 (1万口当たり純資産額 11,505円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん国内債券マザーファンド	17,517,077,121	23,122,541,799	
親投資信託受益証券 合計		17,517,077,121	23,122,541,799	
	合計	17,517,077,121	23,122,541,799	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「しんきん国内債券マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。
なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん国内債券マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん国内債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		平成30年2月14日現在	平成31年2月14日現在
科目	注記番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		260,164,147	152,698,438
国債証券		25,569,150,700	34,988,252,500
地方債証券		1,037,119,000	1,662,267,000
特殊債券		420,469,000	1,142,223,000
社債券		503,207,000	908,078,000
未収利息		35,783,933	70,238,259
前払費用		7,994,509	30,808,173
流動資産合計		27,833,888,289	38,954,565,370
資産合計		27,833,888,289	38,954,565,370
負債の部			
流動負債			
未払解約金		-	100,000,000
未払利息		634	376
その他未払費用		717	5,229
流動負債合計		1,351	100,005,605
負債合計		1,351	100,005,605
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	21,421,912,245	29,436,175,876
剰余金		6,411,974,693	9,418,383,889
剰余金又は欠損金()		27,833,886,938	38,854,559,765
元本等合計		27,833,886,938	38,854,559,765
純資産合計		27,833,888,289	38,954,565,370
負債純資産合計		27,833,888,289	38,954,565,370

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成30年2月14日現在	平成31年2月14日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 11,571,639,845円 期中追加設定元本額 30,952,740,049円 期中一部解約元本額 21,102,467,649円	期首元本額 21,421,912,245円 期中追加設定元本額 34,952,993,604円 期中一部解約元本額 26,938,729,973円
元本の内訳	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 1,911,385,961円 しんきん世界アロケーションファンド 12,575,647,485円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 4,204,325,589円 しんきん国内債券スペシャル（適格機関投資家限定） 1,153,733,568円 SKAM世界アロケーション安定型（年金）（適格機関投資家限定） 1,576,819,642円	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 1,877,480,341円 しんきん世界アロケーションファンド 17,517,077,121円 しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 6,636,092,828円 しんきん国内債券スペシャル（適格機関投資家限定） 1,149,900,975円 SKAM世界アロケーション安定型（年金）（適格機関投資家限定） 2,255,624,611円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	合計 21,421,912,245円 21,421,912,245口	合計 29,436,175,876円 29,436,175,876口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成29年2月15日 至 平成30年2月14日	自 平成30年2月15日 至 平成31年2月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成30年2月14日現在	平成31年2月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	平成30年2月14日現在	平成31年2月14日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	5,727,400円	314,058,500円
地方債証券	3,902,000円	10,313,000円
特殊債券	1,596,000円	1,881,000円
社債券	2,651,000円	756,000円
合計	13,876,400円	325,496,500円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

	平成30年2月14日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成29年2月15日 至 平成30年2月14日	自 平成30年2月15日 至 平成31年2月14日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成30年2月14日現在
1口当たり純資産額 1,2993円	1口当たり純資産額 1,3200円
(1万口当たり純資産額 12,993円)	(1万口当たり純資産額 13,200円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第385回利付国債(2年)	100,000,000	100,290,000	
国債証券	第386回利付国債(2年)	400,000,000	401,208,000	
国債証券	第395回利付国債(2年)	700,000,000	703,395,000	
国債証券	第123回利付国債(5年)	400,000,000	401,220,000	
国債証券	第127回利付国債(5年)	400,000,000	402,264,000	
国債証券	第129回利付国債(5年)	500,000,000	503,515,000	
国債証券	第130回利付国債(5年)	100,000,000	100,771,000	
国債証券	第131回利付国債(5年)	300,000,000	302,514,000	
国債証券	第132回利付国債(5年)	200,000,000	201,814,000	
国債証券	第134回利付国債(5年)	200,000,000	202,128,000	
国債証券	第306回利付国債(10年)	700,000,000	712,040,000	
国債証券	第307回利付国債(10年)	700,000,000	711,277,000	
国債証券	第308回利付国債(10年)	700,000,000	713,888,000	
国債証券	第309回利付国債(10年)	700,000,000	712,005,000	
国債証券	第312回利付国債(10年)	700,000,000	717,731,000	
国債証券	第314回利付国債(10年)	700,000,000	718,648,000	
国債証券	第316回利付国債(10年)	700,000,000	720,902,000	
国債証券	第317回利付国債(10年)	700,000,000	723,163,000	
国債証券	第318回利付国債(10年)	700,000,000	721,343,000	
国債証券	第320回利付国債(10年)	200,000,000	206,686,000	
国債証券	第323回利付国債(10年)	600,000,000	621,576,000	
国債証券	第324回利付国債(10年)	500,000,000	516,300,000	
国債証券	第326回利付国債(10年)	200,000,000	206,732,000	
国債証券	第333回利付国債(10年)	400,000,000	415,812,000	
国債証券	第339回利付国債(10年)	100,000,000	103,621,000	
国債証券	第341回利付国債(10年)	100,000,000	103,218,000	
国債証券	第342回利付国債(10年)	200,000,000	203,802,000	
国債証券	第343回利付国債(10年)	200,000,000	203,862,000	
国債証券	第345回利付国債(10年)	100,000,000	101,903,000	
国債証券	第346回利付国債(10年)	100,000,000	101,880,000	
国債証券	第348回利付国債(10年)	300,000,000	305,199,000	
国債証券	第349回利付国債(10年)	500,000,000	508,240,000	
国債証券	第350回利付国債(10年)	600,000,000	609,048,000	
国債証券	第351回利付国債(10年)	600,000,000	608,442,000	
国債証券	第352回利付国債(10年)	600,000,000	607,500,000	
国債証券	第17回利付国債(30年)	300,000,000	399,210,000	
国債証券	第22回利付国債(30年)	100,000,000	136,208,000	

国債証券	第 2 5 回利付国債(30年)	500,000,000	668,235,000	
国債証券	第 3 1 回利付国債(30年)	200,000,000	268,496,000	
国債証券	第 3 3 回利付国債(30年)	300,000,000	393,456,000	
国債証券	第 3 5 回利付国債(30年)	300,000,000	395,772,000	
国債証券	第 3 7 回利付国債(30年)	200,000,000	261,298,000	
国債証券	第 3 8 回利付国債(30年)	100,000,000	128,781,000	
国債証券	第 4 0 回利付国債(30年)	200,000,000	258,072,000	
国債証券	第 4 3 回利付国債(30年)	400,000,000	508,532,000	
国債証券	第 4 7 回利付国債(30年)	400,000,000	501,248,000	
国債証券	第 4 9 回利付国債(30年)	100,000,000	120,587,000	
国債証券	第 5 0 回利付国債(30年)	100,000,000	105,645,000	
国債証券	第 5 1 回利付国債(30年)	100,000,000	92,953,000	
国債証券	第 5 2 回利付国債(30年)	100,000,000	97,864,000	
国債証券	第 5 3 回利付国債(30年)	100,000,000	100,359,000	
国債証券	第 5 5 回利付国債(30年)	500,000,000	526,775,000	
国債証券	第 5 7 回利付国債(30年)	200,000,000	210,352,000	
国債証券	第 5 9 回利付国債(30年)	300,000,000	307,101,000	
国債証券	第 6 0 回利付国債(30年)	300,000,000	323,022,000	
国債証券	第 6 1 回利付国債(30年)	150,000,000	153,214,500	
国債証券	第 5 2 回利付国債(20年)	700,000,000	741,447,000	
国債証券	第 6 1 回利付国債(20年)	700,000,000	733,579,000	
国債証券	第 6 2 回利付国債(20年)	700,000,000	729,540,000	
国債証券	第 6 5 回利付国債(20年)	200,000,000	220,166,000	
国債証券	第 9 9 回利付国債(20年)	600,000,000	716,496,000	
国債証券	第 1 0 1 回利付国債(20年)	600,000,000	734,910,000	
国債証券	第 1 0 4 回利付国債(20年)	600,000,000	720,744,000	
国債証券	第 1 0 5 回利付国債(20年)	600,000,000	722,970,000	
国債証券	第 1 1 4 回利付国債(20年)	400,000,000	489,492,000	
国債証券	第 1 2 0 回利付国債(20年)	100,000,000	117,481,000	
国債証券	第 1 2 2 回利付国債(20年)	100,000,000	120,035,000	
国債証券	第 1 2 4 回利付国債(20年)	400,000,000	490,680,000	
国債証券	第 1 2 5 回利付国債(20年)	100,000,000	125,386,000	
国債証券	第 1 3 1 回利付国債(20年)	100,000,000	119,826,000	
国債証券	第 1 3 3 回利付国債(20年)	500,000,000	606,630,000	
国債証券	第 1 3 5 回利付国債(20年)	100,000,000	120,285,000	
国債証券	第 1 3 7 回利付国債(20年)	100,000,000	120,432,000	
国債証券	第 1 4 0 回利付国債(20年)	100,000,000	120,650,000	
国債証券	第 1 4 2 回利付国債(20年)	500,000,000	611,055,000	
国債証券	第 1 4 4 回利付国債(20年)	200,000,000	236,602,000	
国債証券	第 1 4 6 回利付国債(20年)	600,000,000	728,658,000	
国債証券	第 1 4 7 回利付国債(20年)	150,000,000	180,273,000	
国債証券	第 1 4 8 回利付国債(20年)	400,000,000	475,472,000	
国債証券	第 1 5 1 回利付国債(20年)	400,000,000	457,912,000	

国債証券	第152回利付国債(20年)	200,000,000	229,034,000	
国債証券	第155回利付国債(20年)	600,000,000	667,872,000	
国債証券	第156回利付国債(20年)	200,000,000	202,592,000	
国債証券	第158回利付国債(20年)	200,000,000	205,482,000	
国債証券	第159回利付国債(20年)	100,000,000	104,286,000	
国債証券	第160回利付国債(20年)	600,000,000	635,724,000	
国債証券	第161回利付国債(20年)	200,000,000	208,080,000	
国債証券	第162回利付国債(20年)	100,000,000	103,911,000	
国債証券	第163回利付国債(20年)	600,000,000	622,662,000	
国債証券	第166回利付国債(20年)	300,000,000	315,492,000	
国債証券	第167回利付国債(20年)	100,000,000	101,279,000	
国債証券 合計		32,000,000,000	34,988,252,500	
地方債証券	第8回東京都公募公債(7年)	100,000,000	100,801,000	
地方債証券	第24回東京都公募公債(20年)	100,000,000	120,936,000	
地方債証券	第719回東京都公募公債	100,000,000	103,456,000	
地方債証券	第729回東京都公募公債	100,000,000	103,459,000	
地方債証券	平成23年度第5回愛知県公募公債(20年)	100,000,000	120,887,000	
地方債証券	平成29年度第16回愛知県公募公債(10年)	200,000,000	203,250,000	
地方債証券	平成25年度第4回広島県公募公債	100,000,000	103,154,000	
地方債証券	平成28年度第3回埼玉県公募公債	300,000,000	301,524,000	
地方債証券	平成28年度第6回福岡県公募公債	100,000,000	101,214,000	
地方債証券	第496回名古屋市公募公債(10年)	200,000,000	200,880,000	
地方債証券	平成28年度第4回福井県公募公債	200,000,000	202,706,000	
地方債証券 合計		1,600,000,000	1,662,267,000	
特殊債券	第15回政府保証日本政策投資銀行債券	200,000,000	211,680,000	
特殊債券	第75回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	120,360,000	
特殊債券	第321回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	202,906,000	
特殊債券	第28回政府保証地方公共団体金融機関債券	100,000,000	102,700,000	
特殊債券	第19回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	103,253,000	
特殊債券	第33回政府保証日本政策金融公庫債券	400,000,000	401,324,000	
特殊債券 合計		1,100,000,000	1,142,223,000	
社債券	第13回日本たばこ産業株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,325,000	
社債券	第6回ヒューリック株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,560,000	
社債券	第14回株式会社オリエンタルランド無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,123,000	
社債券	第53回日本電気株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,886,000	
社債券	第15回株式会社デンソー無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,000,000	
社債券	第51回三菱UFJリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位)	100,000,000	100,194,000	

社債券	第23回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	102,334,000	
社債券	第100回住友不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約）	200,000,000	205,656,000	
社債券 合計		900,000,000	908,078,000	
合計		35,600,000,000	38,700,820,500	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2019年2月28日現在)

しんきん世界アロケーションファンド

資産総額	23,305,079,620 円
負債総額	51,650,450 円
純資産総額()	23,253,429,170 円
発行済数量	20,204,356,697 口
1口当たり純資産額(/)	1.1509 円

(参考)「しんきん世界アロケーションファンド」が投資対象とする「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンド」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんJリートマザーファンド」、「しんきんグローバルリートマザーファンド」および「しんきん短期国内債券マザーファンド」の純資産額計算書は、以下のとおりです。

しんきん好配当利回り株マザーファンド

資産総額	25,820,563,510 円
負債総額	665 円
純資産総額()	25,820,562,845 円
発行済数量	12,531,664,564 口
1口当たり純資産額(/)	2.0604 円

しんきん世界好配当利回り株マザーファンド

資産総額	17,051,456,444 円
負債総額	714 円
純資産総額()	17,051,455,730 円
発行済数量	7,497,317,327 口
1口当たり純資産額(/)	2.2743 円

しんきん国内債券マザーファンド

資産総額	38,734,136,278 円
負債総額	153 円
純資産総額()	38,734,136,125 円
発行済数量	29,322,685,673 口
1口当たり純資産額(/)	1.3210 円

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	
資産総額	10,850,914,636 円
負債総額	113,824,520 円
純資産総額()	10,737,090,116 円
発行済数量	6,829,007,952 口
1口当たり純資産額(/)	1.5723 円
しんきん米国ソブリン債マザーファンド	
資産総額	10,992,566,174 円
負債総額	233,758,628 円
純資産総額()	10,758,807,546 円
発行済数量	6,792,316,695 口
1口当たり純資産額(/)	1.5840 円
しんきん高格付外国債券マザーファンド	
資産総額	1,675,155,851 円
負債総額	12 円
純資産総額()	1,675,155,839 円
発行済数量	1,301,853,563 口
1口当たり純資産額(/)	1.2867 円
しんきんJリートマザーファンド	
資産総額	2,615,268,192 円
負債総額	24 円
純資産総額()	2,615,268,168 円
発行済数量	1,203,021,071 口
1口当たり純資産額(/)	2.1739 円
しんきんグローバルリートマザーファンド	
資産総額	2,612,545,844 円
負債総額	1 円
純資産総額()	2,612,545,843 円
発行済数量	1,479,859,049 口
1口当たり純資産額(/)	1.7654 円
しんきん短期国内債券マザーファンド	
資産総額	79,402,410,491 円
負債総額	2,262,150,723 円
純資産総額()	77,140,259,768 円
発行済数量	76,928,747,102 口
1口当たり純資産額(/)	1.0027 円

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託者と協議のうえ、振替法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

(2) 当社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考查し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果および法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2019年2月28日現在、以下のとおりです。
(親投資信託を除きます。)

(単位：百万円)

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	66	858,878
単位型公社債投資信託	4	15,082
単位型株式投資信託	32	97,121
合計	102	971,081

(注) 純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 . 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。
なお、EY新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (平成29年3月31日現在)		当事業年度 (平成30年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*2		3,532,999		4,235,835
前払費用			18,138		15,065
未収委託者報酬			433,530		496,814
未収運用受託報酬	*2		16,941		21,912
未収収益			38		49
繰延税金資産			33,208		35,068
その他の流動資産			466		466
流動資産計			4,035,324		4,805,211
固定資産					
有形固定資産	*1		82,688		94,224
建物		58,375		73,046	
器具備品		24,313		21,178	
無形固定資産			70,236		44,161
ソフトウェア		68,785		42,657	
電話加入権		959		959	
その他		491		543	
投資その他の資産			2,968		2,489
長期前払費用		2,968		2,489	
固定資産計			155,893		140,875
資産合計			4,191,217		4,946,087

		前事業年度 (平成29年3月31日現在)		当事業年度 (平成30年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			331,493		347,332
未払手数料	*2	261,115		302,565	
その他未払金		70,378		44,767	
未払法人税等			196,373		189,582
未払消費税等			43,152		30,210
未払事業所税			1,878		1,946
賞与引当金			68,577		70,520
その他の流動負債			2,750		3,302
流動負債計			644,226		642,896
固定負債					
退職給付引当金			100,631		103,292
役員退職慰労引当金			15,848		11,768
固定負債計			116,480		115,061
負債合計			760,707		757,957
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			3,430,510		4,188,129
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			3,230,510		3,988,129
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		3,228,510		3,986,129	
別途積立金		2,350,000		3,080,000	
繰越利益剰余金		878,510		906,129	
純資産合計			3,430,510		4,188,129
負債・純資産合計			4,191,217		4,946,087

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日		当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日	
科 目	注記番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬	*1		4,604,878		4,886,524
運用受託報酬			212,214		189,616
営業収益計			4,817,093		5,076,140
営業費用					
支払手数料	*1		2,289,896		2,401,911
広告宣伝費			24,734		30,312
調査費			442,132		511,262
調査研究費		327,321		350,062	
委託調査費		114,810		161,199	
営業雑経費			60,001		65,254
印刷費		53,360		57,929	
郵便料		150		195	
電信電話料		2,244		2,321	
協会費		4,245		4,808	
営業費用計			2,816,764		3,008,740
一般管理費					
給料			534,172		553,435
役員報酬		41,999		41,999	
給料・手当		346,443		366,711	
賞与		63,219		64,202	
法定福利費		68,520		72,291	
福利厚生費		3,996		4,086	
その他給料		9,992		4,142	
賞与引当金繰入			68,374		70,520
退職給付費用			56,254		58,150
役員退職慰労引当金繰入			8,678		5,580
交際費			4,321		4,202
旅費交通費			8,823		7,630
租税公課			22,779		23,615
不動産賃借料			62,760		62,842
固定資産減価償却費			48,587		45,198
諸経費			126,388		139,011
一般管理費計			941,140		970,187
営業利益			1,059,187		1,097,212
営業外収益					
受取利息	*1		162		127
その他営業外収益			219		300
営業外収益計			381		428
営業外費用					
雑損失			157		401
その他営業外費用			-		39
営業外費用計			157		440

経常利益			1,059,411		1,097,199
------	--	--	-----------	--	-----------

		前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日		当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
税引前当期純利益		千円	千円	千円	千円
法人税、住民税および事業税			1,059,411		1,097,199
法人税等調整額			325,199		341,439
			3,131		1,859
当期純利益			731,081		757,619

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	利益準備金	利益剰余金			株主資本合計		
		その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	1,800,000	697,429	2,499,429	2,699,429	
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			550,000	550,000			
別途積立金の取崩							
当期純利益				731,081	731,081	731,081	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計			550,000	181,081	731,081	731,081	
当期末残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510	

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	利益準備金	利益剰余金			株主資本合計		
		その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510	
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			730,000	730,000			
別途積立金の取崩							
当期純利益				757,619	757,619	757,619	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計			730,000	27,619	757,619	757,619	
当期末残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129	

重要な会計方針

	<p style="text-align: right;">当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日</p>								
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table><tr><td>建 物</td><td>3年</td><td>~</td><td>50年</td></tr><tr><td>器 具 備 品</td><td>3年</td><td>~</td><td>20年</td></tr></table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建 物	3年	~	50年	器 具 備 品	3年	~	20年
建 物	3年	~	50年						
器 具 備 品	3年	~	20年						
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>								
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>								

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
建 物	57,590千円	64,186千円
器具備品	31,583千円	37,859千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
普通預金	2,397,290千円	3,142,308千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	- 千円	5,559千円
未払手数料	133,205千円	142,775千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
運用受託報酬	146,598千円	160,021千円
受取利息	160千円	126千円
支払手数料	1,873,505千円	1,926,104千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	3,532,999	3,532,999	
(2)未収委託者報酬	433,530	433,530	
(3)未収運用受託報酬	16,941	16,941	
資産計	3,983,471	3,983,471	
(4)未払手数料	261,115	261,115	
(5)その他未払金	70,378	70,378	
(6)未払法人税等	196,373	196,373	
(7)未払消費税等	43,152	43,152	
(8)未払事業所税	1,878	1,878	
負債計	572,898	572,898	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	3,532,907	3,532,907	
(2)未収委託者報酬	433,530	433,530	
(3)未収運用受託報酬	16,941	16,941	
合計	3,983,380	3,983,380	

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,235,835	4,235,835	
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	
資産計	4,754,562	4,754,562	
(4)未払手数料	302,565	302,565	
(5)その他未払金	44,767	44,767	
(6)未払法人税等	189,582	189,582	
(7)未払消費税等	30,210	30,210	
(8)未払事業所税	1,946	1,946	
負債計	569,072	569,072	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	4,235,530	4,235,530	
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	
合計	4,754,257	4,754,257	

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
退職給付引当金の期首残高	千円 90,618	千円 100,631
退職給付費用	12,169	12,149
退職給付の支払額	2,156	9,488
制度への拠出額		
退職給付引当金の期末残高	100,631	103,292

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
非積立金型制度の退職給付債務	千円 100,631	千円 103,292
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	100,631	103,292
退職給付引当金	100,631	103,292

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	100,631	103,292
---------------------	---------	---------

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 12,169	千円 12,149

3 . 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 35,424千円、当事業年度 37,464千円であります。

	前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(平成28年3月31日現在) 千円 年金資産の額 1,605,568,222 年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額(注) 1,782,403,243 差引額 176,835,020	(平成29年3月31日現在) 千円 1,634,392,721 1,793,308,599 158,915,877
(2) 挂金に占める当社の拠出割合	(平成28年3月分) 0.0560%	(平成29年3月分) 0.0582%
(3) 補足説明	上記(1)の差引額の主な要因 は、年金財政計算上の過去の勤務債 務残高229,190,073千円および年金財 政計算上の別途積立金52,355,052千 円であります。 本制度における過去勤務債務の償 却方法は、期間19年0か月の元利均等 定率償却であります。	上記(1)の差引額の主な要因 は、年金財政計算上の過去の勤務債 務残高214,616,190千円および年金財 政計算上の別途積立金55,700,312千 円であります。 本制度における過去勤務債務の償 却方法は、期間19年0か月の元利均等 定率償却であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
賞与引当金繰入限度超過額	21,162	21,593
役員退職慰労引当金	4,890	3,603
退職給付引当金繰入限度超過額	31,054	31,628
未払事業税	8,425	9,726
未払事業所税	579	595
その他	3,040	3,152
繰延税金資産 小計	69,154	70,299
評価性引当額	35,945	35,231
繰延税金資産 合計	33,208	35,068
繰延税金資産の純額	33,208	35,068
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産 繰延税金資産	33,208	35,068

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	146,598

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位 : 千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	160,021

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬 投資信託の代行手数料 事務所賃借料 出向者人件費	146,598千円 1,873,505千円 49,958千円 150,768千円	未払手数料	133,205千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業		なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	389,128千円	未払手数料	73,862千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般的の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬 投資信託の代行手数料 事務所賃借料 出向者人件費	160,021千円 1,926,104千円 49,958千円 144,916千円	未払手数料	142,775千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業		なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	442,952千円	未払手数料	92,165千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般的の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日
1 株当たり純資産額	857,627円65銭	1,047,032円43銭
1 株当たり当期純利益金額	182,770円28銭	189,404円77銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日
当期純利益金額	731,081千円	757,619千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益金額	731,081千円	757,619千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 平成30年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	4,741,056	
前払費用	28,131	
未収委託者報酬	505,474	
未収運用受託報酬	14,892	
未収収益	49	
その他の流動資産	662	
流動資産計	5,290,266	
固定資産		
有形固定資産 * 1		92,779
建物	69,793	
器具備品	22,985	
無形固定資産		35,467
ソフトウェア	34,018	
電話加入権	959	
その他	489	
投資その他の資産		33,932
繰延税金資産	31,580	
長期前払費用	2,352	
固定資産計	162,179	
資産合計		5,452,446

当中間会計期間末 平成30年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		369,245
未払手数料	317,874	
その他未払金	51,371	
未払法人税等		188,036
未払消費税等 * 2		31,462
未払事業所税		1,012
前受収益		86,672
賞与引当金		61,222
その他の流動負債		3,543
流動負債計		741,195
固定負債		
退職給付引当金		102,378
役員退職慰労引当金		16,112
固定負債計		118,490
負債合計		859,685
(純資産の部)		
株主資本		4,592,760
資本金		200,000
利益剰余金		4,392,760
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	4,390,760	
別途積立金	3,830,000	
繰越利益剰余金	560,760	
純資産合計		4,592,760
負債・純資産合計		5,452,446

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,563,231
運用受託報酬		99,672
営業収益計		2,662,903
営業費用		
支払手数料		1,262,030
広告宣伝費		7,746
調査費		277,688
調査研究費	183,540	
委託調査費	94,147	
営業雑経費		30,952
印刷費	27,261	
郵便料	21	
電信電話料	1,224	
協会費	2,445	
営業費用計		1,578,417
一般管理費		
給料		259,126
役員報酬	20,846	
給料・手当	192,518	
賞与	2,467	
法定福利費	39,609	
福利厚生費	2,036	
その他給料	1,647	
賞与引当金繰入		61,222
退職給付費用		34,138
役員退職慰労引当金繰入		4,343
交際費		1,328
旅費交通費		4,728
租税公課		12,984
不動産賃借料		31,485
固定資産減価償却費 * 1		17,279
諸経費		72,666
一般管理費計		499,303
営業利益		585,183
営業外収益		
受取利息		67
その他営業外収益		280
営業外収益計		347

営業外費用		
雑損失		181
営業外費用計		181
経常利益		585,349

当中間会計期間 自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
税引前中間純利益		585,349
法人税、住民税および事業税		177,231
法人税等調整額		3,487
中間純利益		404,630

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	利益準備金	利益剰余金			株主資本合計		
		別途積立金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129	
当中間期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			750,000	750,000			
別途積立金の取崩							
中間純利益				404,630	404,630	404,630	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計			750,000	345,369	404,630	404,630	
当中間期末残高	200,000	2,000	3,830,000	560,760	4,392,760	4,592,760	

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日				
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3年～20年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建 物	3年～50年	器具備品	3年～20年
建 物	3年～50年				
器具備品	3年～20年				
2. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項					

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項 目	当中期会計期間末 平成30年9月30日
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 67,439千円 器具備品 38,514千円
* 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項 目	当中期会計期間 自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日
* 1 減価償却実施額	有形固定資産 7,182千円 無形固定資産 10,096千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中期会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中期会計期間末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

(金融商品関係)

当中間会計期間末(平成30年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,741,056	4,741,056	
(2)未収委託者報酬	505,474	505,474	
(3)未収運用受託報酬	14,892	14,892	
資産計	5,261,422	5,261,422	
(4)未払手数料	317,874	317,874	
(5)その他未払金	51,371	51,371	
(6)未払法人税等	188,036	188,036	
(7)未払消費税等	31,462	31,462	
(8)未払事業所税	1,012	1,012	
負債計	589,756	589,756	

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	85,883

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間
自 平成30年4月 1日
至 平成30年9月30日

1 株当たり純資産額 1,148,190円04銭

1 株当たり中間純利益 101,157円61銭

潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載してありません。

(注)算定上の基礎

1 株当たり中間純利益

中間純利益 404,630千円

普通株主に帰属しない金額 千円

普通株式に係る中間純利益 404,630千円

期中平均株式数 4,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はあります。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関) (販売会社)

(2) 資本の額(出資の総額) 690,998百万円(2018年3月末現在)

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本の額 324,279百万円(2018年3月末現在)

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本の額 10,000百万円(2018年3月末現在)

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

(参考)マザーファンドの投資顧問会社の概要

しんきん世界好配当利回り株マザーファンド

・名称

シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド

・事業の内容

シュローダー・グループの英国における資産運用部門として1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行ってあります。

しんきんグローバルリートマザーファンド

・名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

・事業の内容

ブラックロック・ジャパン株式会社は、グローバルに資産運用ビジネスを展開するブラックロック・グループ(以下、「ブラックロック」といいます。)の一員です。ブラックロック・ジャパン株式会社は、ブラックロックグループの日本における運用拠点です。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫(販売会社)

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3 【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【参考情報】

当計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書 | 平成30年5月11日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券届出書 | 平成30年5月11日
関東財務局長に提出 |
| (3) 半期報告書 | 平成30年11月9日
関東財務局長に提出 |
| (4) 有価証券届出書の訂正届出書 | 平成30年11月9日
関東財務局長に提出 |

独立監査人の監査報告書

平成30年6月5日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南波秀哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松崎謙 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月27日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん世界アロケーションファンドの平成30年2月15日から平成31年2月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん世界アロケーションファンドの平成31年2月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月14日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 南波 秀哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するため年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手續が実施される。中間監査手續は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手續に必要に応じて追加の監査手續が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手續を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。